

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月7日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
平成25年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	15
同意第2号の上程、説明	16
議案第3号の上程、説明	16
議案第4号の上程、説明	17
議案第5号の上程、説明	18
議案第6号の上程、説明	18
議案第7号の上程、説明	19
議案第8号の上程、説明	20
議案第9号の上程、説明	20
議案第10号の上程、説明	21
議案第11号の上程、説明	22
議案第12号の上程、説明	23
議案第13号の上程、説明	23
議案第14号の上程、説明	24
議案第15号の上程、説明	25
議案第16号の上程、説明	25
議案第17号の上程、説明	26
議案第18号の上程、説明	28
議案第19号の上程、説明	29
議案第20号の上程、説明	30

議案第21号の上程、説明	31
議案第22号の上程、説明	31
議案第23号の上程、説明	33
議案第24号の上程、説明	35
議案第25号の上程、説明	36
議案第26号の上程、説明	37
議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	38
議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	39
休会について	40
散会の宣告	40

第 2 号 (3月11日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
一般質問	43
平 良 英 勝 議員	43
安 里 重 和 議員	45
前 田 孝 議員	46
平 良 嗣 男 議員	48
大 城 佐 一 議員	55
新 城 一 智 議員	65
宮 城 辰 徳 議員	71
散会の宣告	72

第 3 号 (3月12日)

開議、散会の日時	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	73
事務局出席者	73
議事日程	74
開議の宣告	76
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	76

同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	77
議案第3号の質疑、委員会付託	79
議案第4号の質疑、委員会付託	79
議案第5号の質疑、委員会付託	79
議案第6号の質疑、委員会付託	81
議案第7号の質疑、委員会付託	83
議案第8号の質疑、委員会付託	83
議案第9号の質疑、委員会付託	84
議案第10号の質疑、委員会付託	85
議案第11号の質疑、委員会付託	85
議案第12号の質疑、委員会付託	86
議案第13号の質疑、委員会付託	86
議案第14号の質疑、委員会付託	87
議案第15号の質疑、委員会付託	87
議案第16号の質疑、委員会付託	87
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	87
議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	90
議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	90
議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	100
議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	101
諸般の報告	102
散会の宣告	102

第 4 号 (3月13日)

開議、散会の日時	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	103
事務局出席者	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議案第17号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	105
議員派遣の件	108

休会について	109
散会の宣告	109

第 5 号 (3月19日)

開議、閉会の日時	111
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	111
事務局出席者	111
議事日程	112
開議の宣告	114
報告第1号の上程、報告	114
報告第2号の上程、報告	114
議案第3号～議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第12号～議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	120
議案第22号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	124
陳情第1号～陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	128
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	130
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	132
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	133
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	134
閉会の宣告	136

署名議員	137
------------	-----

平成25年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成25年3月7日

会期13日間

閉会 平成25年3月19日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月7日	木	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平成25年度村長所信表明・議案提案説明 議案第27号、第28号質疑・委員会付託省略 (即決)
3月8日	金	休 会		
3月9日	土	休 会		
3月10日	日	休 会		中学校卒業式
3月11日	月	本会議	午前10時	一般質問
3月12日	火	本会議	午前10時	同意第1号、第2号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第3号～第11号質疑・総務常任委員会付託 議案第12号～第16号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第17号～第26号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後2時	議案第17号～第21号予算審査特別委員会 (説明～採決)
3月13日	水	本会議	午前10時	議案第17号～第21号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
		委員会	午前11時	議案第12号～第16号経済建設常任委員会 (説明～採決)
3月14日	木	委員会	午前10時	議案第3号～第11号総務常任委員会 (説明～採決) 平成25年陳情第1号～第3号総務常任委員会 (検討～採決)
3月15日	金	委員会	午前10時	議案第22号～第26号予算審査特別委員会 (説明～検討)
3月16日	土	休 会		
3月17日	日	休 会		
3月18日	月	委員会	午前10時	現地調査

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月19日	火	委員会	午前10時	議案第22号～第26号予算審査特別委員会 (検討～採決)
		本会議	午後2時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 13日間 本会議日数 5日間 委員会日数 6日間 休会日数 5日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成25年2月14日	消費税率引き上げの中止を 求める陳情書	消費税廃止沖縄県各界 連絡会 代表委員 仲本 興真 代表委員 大城 都男	総務常任委員会
2	平成25年2月19日	生活保護基準引き下げはし ないことなど国に意見書提 出を求める陳情書	沖縄県生活と健康を守 る会連合会 代表者 仲西 常雄	総務常任委員会
3	平成25年2月26日	「年金 2.5%の削減中止を 求める意見書」採択に関す る陳情	全日本年金者組合沖縄 県本部 執行委員長 吉田 務	総務常任委員会
4	平成25年2月26日	地球社会建設決議に関する 陳情書	荒木 實	議員配布
5	平成25年2月28日	住民の安全・安心を支える 「国の出先機関の原則廃 止」に関する要請書	国会公務員労働組合沖 縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布
6	平成25年2月28日	防災対策など住民の安全・ 安心を支える公務・公共 サービスの体制・機能の充 実を求める陳情書	国会公務員労働組合沖 縄県協議会 議長 山田 貞光	議員配布

平成25年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成25年3月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成25年3月7日 午前10時00分)

散 会 (平成25年3月7日 午後12時18分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成25年度村長所信表明	
6	同第1号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	同第2号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
8	議第3号 案号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	提案説明
9	議第4号 案号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	提案説明
10	議第5号 案号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議第6号 案号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	提案説明
12	議第7号 案号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議第8号 案号	大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例	提案説明
14	議第9号 案号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議第10号 案号	大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例	提案説明
16	議第11号 案号	大宜味村工業用水道事業給水条例	提案説明
17	議第12号 案号	大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例	提案説明
18	議第13号 案号	大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例	提案説明
19	議第14号 案号	大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案第15号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	提案説明
21	議案第16号	大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	提案説明
22	議案第17号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	提案説明
23	議案第18号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	提案説明
24	議案第19号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
25	議案第20号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
26	議案第21号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	提案説明
27	議案第22号	平成25年度大宜味村一般会計予算	提案説明
28	議案第23号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
29	議案第24号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
30	議案第25号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
31	議案第26号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
32	議案第27号	大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例	提案説明 付託省略
33	議案第28号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成25年第2回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 宮城辰徳議員及び6番 前田 孝議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月19日までの13日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成25年第2回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の御出席のもと開会できますことに心より感謝を申し上げます。御審議よろしくお願いいたします。

なお、本議会の施政方針、あるいは議案の一部に差しかえがありましたことにつきまして、まことに申しわけございません。おわび申し上げます。

それでは平成24年12月から平成25年2月までの主な活動等への参加状況及び平成24年4月から平成25年3月1日現在までの入札結果につきまして、別紙のとおりお配りしてございますので、よろしくお目通しいただければと思います。よろしくお願いたします。

これで行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎平成25年度村長所信表明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 平成25年度村長所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 平成25年度の施政方針を申し上げます。

はじめに。

平成25年第2回大宜味村議会定例会の開会にあたり、大宜味村第四次総合計画後期基本計画の中間年にあたる平成25年度の村政運営方針及び予算の概要につきまして、所信の一端を申し述べます。大変厳しい財政状況にありますが、村民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜り、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」実現に邁進していきます。

東日本大震災から2年が経過しようとしています。多くの方が犠牲になり、お亡くなりになった方、未だ行方のわからない方、住み慣れた自宅に帰ることができず仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされ、完全復興にはまだ多くの課題があり、長い時間が必要とされています。

私たちの誇る大先輩宮城新昌氏と宮城一族を讃える顕彰碑も津波被害により、真二つに壊れました。この再建へ向け取り組んでいる最中、石巻市長や関係者の話から氏の功績が「人材を以て資源と為す」の村是を再確認することができました。

地震に限らず、去年は台風による大きな被害がありました。本村においても、台風15号・16号・17号と連続して襲来し、多大な被害をもたらしました。台風15号に伴う大雨が根路銘の斜面で大規模の土砂崩れ、村道大宜味線が崩壊するなどの大きな爪痕を残し、村民生活に大きな影響を与えました。土砂除去や監視において沖縄総合事務局の絶大な支援があり、村民生活への影響を和らげることができました。この台風被害支援を機に沖縄総合事務局長と災害に関する協定を県内で最初の締結を行ってきました。

「安心・安全な村づくり」は生活の基盤であり、今後起こりえる様々な災害に対し、あらゆる事態を想定しながら、村民の生命・財産を守るため、万全を期していきます。

一方、去年は、明るいニュースも多くありました。旧庁舎トーチハキ祝いは、村内外から多くの人の参加を得てすることができました。台風の風圧を和らげる八画の平面形状を取り入れ、大宜味大工の技術が詰まった、モダンな建物は、大正時代のコンクリート建築物として県唯一のもので、平成9年に県の有形文化財（建造物）として指定されました。村へ企業進出がこれまで以上に活発に展開されました。塩屋の字有地に堆肥工場が操業を開始し、結の浜の企業支援賃貸工場への3社の進出、ゴルフ場へのソーラーパネル工場の進出決定と続き、雇用効果等が期待でき、過疎対策として大きな効果が期待されるものです。この流れを大切に、今年度も企業誘致や雇用開発等に鋭意努力していきます。

大宜味産の「和そば」が県内では認知され、一大産業化へ期待を膨らませるものです。喜如嘉小学校

の文部科学大臣賞受賞や大宜味中学校ソフトテニス部の活躍は村民の誇りであり、大きな喜びであります。

村民の活躍、嬉しい話題は、村を元気づける大きな要因であり、村政の主役は村民である事を改めて肝に銘じ、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」実現の源になるものです。

村政を取り巻く情勢。

私たち村民は、平和を常に希求してきました。私も、政治の原点は平和であるという考えを持ち続けています。それとは、逆行する形で、北朝鮮のミサイル発射や地下核実験、竹島問題及び尖閣諸島問題と緊張状態にあります。経済的にも日韓・日中関係の悪化により、日系商品の不買運動や沖縄への観光客の多数のキャンセルがあり、県内経済に影響を与えています。又県内では、オスプレイ配備について、大宜味村議会をはじめ、県内41市町村全議会と県議会で反対決議、配備反対県民大会を無視する形で普天間墓地へ強行配備されました。それらの事案は、村民及び県民が安心安全な生活をする上で極めて大きな問題であり、また、沖縄経済を支える観光業やアジアのハブ的位置にある沖縄の経済にとって、大きな損失であると考えます。

昨年末の衆議院解散に伴う総選挙は、自民党・公明党の圧勝で再び両党の連立政権が誕生しました。新政権による「15ヶ月予算」予算編成方針は、平成24年度大型補正と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行するとされています。平成24年度補正予算については、13兆円規模で計上されており、地方公共団体に対しても、公共事業や経済対策のための臨時交付金が盛り込まれています。それに続く平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえ、編成される見通しです。

本村においては、大保ダムの本格運用に伴い、国有財産等所在市町村交付金が増額見込まれるものの、その他の税については、伸び悩んでいます。沖縄振興推進特別交付金（以下「一括交付金」）については、引き続き交付されることになっています。多種多様な行政需要に対応するためには、依然厳しい財政状況にあります。しかし、村民に直結する重要な事業は、積極的に取り組み、事業に優先順位をつけ、最大限の効果を出せるよう工夫していきます。

「奄美・琉球」が、大陸と分離結合によって生物の侵入と隔離が起こり、独自の進化が進んでいることや、国際的希少種の生息・生育地で多くの固有種が観られることなどが高く評価され、世界遺産本登録に向け、政府は暫定リスト記載を決めました。観光等において、大きな効果が期待され、これからの具体的な取り組みが求められています。

平成25年度予算について。

国は東日本大震災からの復興、福島再生を、引き続き最重要かつ最優先課題として全力で対応するとともに、「日本再生戦略」の実現により政策目標を達成し、デフレから脱却し日本経済再生を図ることが喫緊の課題としています。しかし国の財政は厳しい状況にあり、中期財政フレーム（平成25年～平成27年度）に定めた財政規律（歳出の大枠71兆円）を堅持することが必要であるとしています。こうした中で重点分野に重点的な予算配分を行い、現下の課題に対応するためには従前にはない「府省の枠を超えた大胆な予算の組替えを行うことが必要不可欠である」、という考えのもと平成25年度予算編成基本方針が平成25年1月に閣議決定されました。

本村では、国の「平成25年度地方財政への対応」を見据えながら昨年同様ゼロベース予算を基本とし第四次総合計画及び過疎地域自立促進計画を念頭に、選択・優先づけの実施を基本とし、平成25年度重点事業を柱とした予算編成を行っております。

さらに24年度から実施されている一括交付金事業も引き続き実施していきます。

平成25年度一般会計予算の概要は、総額約29億7千7百万円で前年度25億5千8百万円に比べ4億1千9百万円増加しており、前年度比16.4%の伸びとなっています。

特別会計予算は総額約8億2千6百万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算は総額約5億9千2百万円で対前年度比0.9%増、簡易水道事業特別会計予算は総額約1億8千3百万円で対前年度比12.3%増、公共下水道事業特別会計予算総額約1千3百6拾万円対前年度比2.4%増、後期高齢者医療特別会計予算総額約3千7百4拾万円対前年度比マイナス0.2%となっています。

1. 重点施策について。

子供たちは、近い将来の村を担う地域の宝であります。子どもの養育は、親の責任である事を踏まえつつ、その子供たちの健やかな成長を支援するため、医療費助成を義務教育終了まで延長することと学校給食への財的支援を最重点施策に挙げ、取り組んでいきます。子どもの医療費助成については、生涯の健康づくりの基礎となる子どもの疾病の早期発見と早期予防を促進し、子どもの健全な育成をめざし子ども医療費助成を義務教育終了まで延長していきます。学校給食支援については、給食賄い材料費の県基準額との差額分を助成補填し、幼児・児童・生徒の健やかな成長に繋げて行くと共に保護者の負担軽減を図っていきます。

2. 三大プロジェクトの取り組み。

本村の将来像「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を実現するため第四次総合基本構想で①塩屋湾外海水面埋立土地利用計画 ②長寿と癒しの森整備計画 ③大宜味型体験滞在型交流プログラムの構築を重点的に推進する事業として設定してきました。

塩屋湾外海埋立地については、平成23年度沖縄北部地域活性化事業の導入により企業支援施設の整備が平成24年度への繰越事業として取り組んでいます。事業開始の遅れなどから平成25年度当初の完了見込みとなっています。完了後の入居企業も選定され、雇用や村経済の活性化へ大きく寄与するものと期待されます。工業の乏しい村において、村の重宝な資源活用した事業であり、村としても入居企業の支援を積極的に展開していきます。また、平成24年度一括交付金を活用した結の浜公園整備事業により、村民海浜公園と護岸緑地の景観形成を含めた結の浜公園整備計画を進めてきました。引き続き、一括交付金や北部連携促進事業を活用し、村民海浜公園整備工事での遊具の整備やスポーツ拠点整備での体育館の整備等を勧めていきます。宅地分譲については、宣伝方法を工夫し分譲推進、早期住宅建築の促進に努めると共にアパート等の誘致に取り組んでいきます。

長寿と癒しの森整備計画は、第三次総合計画の「村民の森整備計画」から長年、構想として継続されてきましたが、しかし、現在これらの計画は進展していない状況にありました。大保ダムの完成により、早期の湖面利活用や周辺整備が求められています。平成24年度一括交付金の活用により、ゾーニングや整備計画を村づくり検討委員会や内部検討委員会で審議を重ねてきました。平成25年度は、経緯を踏まえ、実施計画を作成し、可能なものから優先順位をつけ整備を進めていきます。

大宜味型体験滞在・交流プログラムの構築については、近年、長寿の秘訣を求めて国内外から多くの個人・団体が訪れているが、ボランティアの域で活用し、産業化に至っていない状況であったが、体験滞在・交流の受入窓口として平成22年度にNPO法人「おおぎみまるごとツーリズム協会」が設立され、高校生の修学旅行等の受入、ツーリズムのガイド、民泊事業等でボランティア依存から産業化へ徐々に広がりつつあります。平成25年度は、大宜味村の豊かな自然、貴重な歴史・文化を伝えるエコツーリズム

ムガイド育成等を実施していくと共に、受入事務局体制のあり方などを検討していきます。中長期的に大宜味型体験プログラムの開発や所用の施設整備を促進していきます。

3. 行財政運営の基本施策。

(1) 職員の資質の向上。

厳しい財政状況と複雑多様化する行政サービスに対応するため、職員の資質の向上が必要であります。今年度は、国、県、広域圏への実務研修派遣を実施していきます。

(2) 行政改革の推進。

地方分権の新たな時代に応えるために、「第四次大宜味村行政改革大綱」実施計画に基づき、推進していきます。

(3) 財政運営。

依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、歳出における一般財源の削減を最大限に図っていきます。

歳入においては、自主財源の確保、中でも村税は最も重要なものであり公平な税業務に努め、ひきつづき歳入拡大に努めていきます。国民健康保険財政についても、収納率の向上に努めていきます。

限られた財源の中で住民の要望に応えるため、補助金等の歳入の伴わない歳出予算の計上は、すべての事務事業の緊急性、優先度、行政効果、経済効果などの検討をしていきます。

(4) 旧診療所等の利用計画について。

旧村立診療所跡地については、複数の団体から跡地利用についての依頼があります。それを踏まえ、村の総合計画を精査しながら跡地利用を検討して行きます。また、国頭地区行政事務組合大宜味分遣所については、建物の利活用を視野に入れ、用地を含めた検討をしていきます。

4. 豊かで住みよい村づくり。

(1) 農業の振興。

農家所得の減少による農村の活力低下、農家の高齢化と担い手不足による生産者の活力低下を喫緊の課題としてとらえ、農業の振興に取り組んでいきます。

対策としては、農家所得の向上と新規就農者の積極支援、農地集積による生産基盤の安定化、6次産業化事業などを推進していきます。

平成24年度は、3度の大型台風の影響でシークワーサーをはじめとした農作物に大きな被害が出ました。今年度は樹勢の回復・維持のための支援を行い、また、栽培技術の普及により農家所得の維持・向上に努めていきます。

新規就農者の積極的支援については「人・農地プラン」の作成による青年就農者給付金を活用し今後の地域農業のリーダーとなる人材の定着を図っていきます。

平成20年度から行っている耕作放棄地対策事業についても積極的に活動を行い、耕作放棄地の解消と解消された農地の積極的利用を促進に取り組んでいきます。また、事業で展開している蕎麦（雑穀類）の栽培技術の確立および出口展開についても取り組んでいきます。

県のアグリチャレンジ6次産業化支援事業を活用し、製茶機を導入して村内での茶葉の加工による商品化を支援し、長寿のお茶のブランド化に取り組みます。

シークワーサーの振興は、産地振興協議会を育成強化し、予定生産量の把握、低木化や青切り果実生産等の技術向上による生産体制の強化を図るとともに、新商品開発や花・青切り・加工・フルーツのブ

ランド向上に努め村内外への消費拡大につながる活動を展開していきます。

村特産品加工施設の運営につきましては、更なる商品開発と販路開拓の支援をしていきます。

カンキツグリーンング病対策については、平成21年度から続いている県からの委託事業であるカンキツグリーンング病侵入警戒調査事業を引き続き継続し、村域での撲滅を目指します。

近年増加している有害鳥獣の対策としては、国の平成23、24年度予算を活用し、サトウキビをイノシシ被害から防ぐためフェンスを25km設置し、被害軽減に取り組んで参りました。引き続き25年度においても15kmの設置を行います。

農家の負担軽減を図るため、農業用廃プラスチック処分へ補助を行うとともに、農道等の整備を引き続き積極的に取り組んでいきます。

活力ある農村づくりのため国・県・その他関係機関と連携協力し「意欲ある頑張る農家」を積極的に支援し、元気な農村づくりを勧めていきます。

(2) 林業の振興。

林業振興については、県の計画である「やんばる型森林業推進事業計画」に基づき、近隣市町村と連携をとりながら、自然に配慮した森林業の取組を行います。

(3) 畜産の振興。

畜産業の振興については、口蹄疫や鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化を図り、経営の安定向上と周辺環境の改善に努めていきます。

(4) 水産業の振興。

平成23年度から着手しております漁村地域整備交付金を活用し、防暑施設、突堤等の工事を行い、漁民の就労改善及び漁港の環境整備に努めていきます。

(5) 商工業の振興。

中小企業の経営安定のために、商工会と綿密な関係を構築しながら支援をしていきます。

次に大宜味村活性化センター（道の駅）は、昨年度機能高度化で周辺の整備や建物の増改築等計画をしておりましたが、3度の台風襲来により計画の見送りを余儀なくされました。今年度は現在の場所や移転を含め、多角的に調査を行い決定していきます。

また、本村は工芸品を製作する人々が数多くいます。村全体を工芸村とし観光の資源となりうるか検討していきます。

5. 健康ユイマールの村づくり。

(1) 健康福祉の村づくりの推進。

高齢化社会が進む本村において、子ども、高齢者、障がい者や村民誰もが安心して暮らし、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指していきます。戦後世代を中心にライフスタイルや食生活の変化に伴い、健康管理の問題は、長寿の里大宜味が危惧される大きな課題であり、長寿健康で元気な村民を引き継いで行くため、特定検診の受診率向上や特定保健指導を積極的に行います。中高年の就労問題については、就労相談などの支援体制を整え、生き甲斐作りに繋げるよう取り組んで行きます。乳幼児から高齢者まで、村民みんなが健康づくりや福祉サービスを受けられるような長寿の里ウエルネスセンターの整備を積極的に推進していきます。

(2) 児童・母子父子福祉の充実。

子どもがのびのびと育つよう、子育て支援、生活支援等の施策を推進し、保育の安心安全の確保と子

供の個々の発達に応じた充実した保育の実施をおこないます。

(3) 障がい者福祉の充実。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくために、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であり、障がいのある人々が社会活動へ積極的に参加できるよう、自立支援サービスを行っていきます。

(4) 高齢者福祉の充実。

高齢者をとりまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅で生活ができるよう、地域支援事業・介護予防事業等の施策を講じていきます。

6. 心豊かな文化の薫り高い村づくり。

(1) 学校教育の振興。

少子高齢化・情報化・国際化など、急激に社会情勢（構造）が変化し様々な制度が、今日的課題に対応できなくなってきた状況にあります。

教育分野についても教育三法に代表される教育関連法案の改正等時代に対応した教育改革が進められています。

少子化の進行に伴い、児童生徒の教育環境の整備を図る観点から、全国及び本県においても、学校規模の適正化に向けた様々な取組が展開されている中、本村においては、大宜味村第四次総合計画後期基本計画で検討課題とされている小学校の統廃合及び中学校の移転については、大宜味村立学校適正化総合基本計画を基に平成28年度の開校を目標とする事業計画を推進していきます。

また、一括交付金を活用した学校支援員配置事業を展開し児童生徒の基礎学力の向上に努めていきます。一方、不登校等の問題に対し地域支援員配置事業による心の教育を推進し、児童生徒や家庭のサポートも充実させていきます。

その他、情報社会に対応しうる資質の教育を図るため学校教育ICT（情報通信技術）事業の導入による各学校へのデジタル黒板設置の整備をおこないます。

(2) 生涯学習の振興。

一括交付金を活用した生涯学習支援事業で生涯学習支援員を配置し各社会教育団体の生涯学習活動及び青少年の学校外活動における学習機会を「わんぱく体験団」の事業との連携により、心豊かでたくましい児童生徒の育成できる事業に取り組んでいきます。

(3) 地域文化の振興。

村内に現存する貴重な歴史民俗資料の保存整備・おおぎみの昔話等の絵本化を一括交付金の活用で文化財活用事業により整備し文化資源を活かした地域文化の推進をしていきます。

(4) 村史編纂について。

新村史編纂基本計画に基づき、「大宜味の戦争証言集」の25年度発行に向けて編集作業を進めてまいります。引き続き「人と自然」、「移民・出稼ぎ」、「民俗・ことば」、「写真集」、「通史」等の発行計画に基づき資料収集をしていきます。

7. 安心・安全な村づくり。

(1) インフラの整備。

昨年の連続的な台風上陸や豪雨等災害の経験を踏まえ道路・河川・上下水道等の風水害・土砂災害対策に資する事前防災や減災対策を推進する必要があります。長寿命化計画に基づき道路橋の予防的な修

繕及び架替えを年次毎に計画しておりますが、本年度において、インフラの再構築として、道路の総点検を実施しそれを踏まえた修繕計画の作成、さらに修繕事業の実施に繋げ事前防災・減災対策の強化を図ります。

(2) 消防・防災の推進。

一昨年の3・11東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画、災害対処の見直しを実施していきます。「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識の下、地域住民が主体的に防災活動を行うため、自主防災組織の育成支援をしていきます。又、防災設備整備の検討と、正確な情報を迅速に伝達するため、防災無線を整備していきます。

(3) 情報通信の整備。

情報通信の高速化とインターネットの民間普及を推進していきます。

おわりに。

以上、平成25年度の村政運営に当たっての私の基本的な姿勢と主要施策の一端を申し述べさせていただきました。全国に先駆けて地域主権の先行モデル構築が期待される一括交付金が2年目を迎えました。また、北部地域が連携し、課題解決を図ることができる北部連携促進特別振興事業と併せ、これまで以上に創意工夫が求められています。私は、村民並びに議員皆様のご協力を経て、村民が「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を享受できるよう誠心誠意頑張る所存であります。なお、今、述べさせていただきました主要施策について、一覧として掲載していますので、ご覧下さい。

平成25年3月7日

大宜味村長 島袋義久

御清聴ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） これで平成25年度村長所信表明を終わります。

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 同意第1号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋423番地

氏 名 宮城 成和

昭和23年6月24日生

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添えてございますので御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第2号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字白浜442番地の214

氏 名 照喜名 恵子

昭和28年9月16日生

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添えてございますので御参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第3号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に公布され、平成25年4月1日より施行されることにより、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要とするため。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（大城 武） 沖縄県介護保険広域連合規約の一部を改正する規約について説明し

ます。

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号一第396号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第2号ア中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第5条第1項第2号中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改める。

別表第3の2の部中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改め、同表の7の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号ア中及び別表第3の7の部中「障害者程度区分」を「障害支援区分」に改正する規定は、平成26年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県に所在するすべての市町村において、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を次のように改正する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とするため。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。どうも失礼しました。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更の内容について説明したいと思います。

広域連合の経費の支弁の方法にかかわる人口のとらえ方の基準日が、現在3月31日となっていますが、今回改正につきまして、住民基本台帳関係年報の調査基準日に改めるということとなります。

それと外国人登録法の改正に伴い、その部分を削除することとなります。

附則として、この規約は、平成26年4月1日から施行します。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第5号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第10 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

行政改革の推進及び業務の効率的運用に努める必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

- 総務課長（島袋一道） 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現在の産業振興課の商工業に関する事務を企画観光課に変更し、業務の効率化を図るものです。

附則には、平成25年4月1日の施行について記しています。

別添、議案説明書の6ページからの新旧対照表等を御参照ください。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第6号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第11 議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

県人事委員会勧告に基づき、自らの所有に係る住居に対する住居手当を廃止するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋一道総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋一道） 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

第1条は、職員の持ち家に対する住居手当を廃止するものです。

第2条は、現業職員の持ち家に対する住居手当を廃止するものです。

附則には、平成25年4月1日施行を記しています。

別添の議案説明書、14ページからの概要等を御参照ください。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時54分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

印刷単価の高騰により、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） 議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これはA3版以上の図面の発行手数料のものでございます。現行の「600円」を「1,000円」に値上げしたいということです。

附則には、平成25年4月1日から施行すると付記しています。

なお、また別添の説明書の21ページに新旧対照表を載せていますので、御参照ください。御審議のほ

うよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、同法第37条の規定に基づき、条例を制定する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（大城 武） 議案第8号について説明します。

新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づき、新型インフルエンザ等の蔓延防止をするために、大宜味村新型インフルエンザ等対策本部を設置します。

第1条として、目的を記載しています。

第2条、組織として本部長、副本部長、本部員等の必要な職員の配置及び役割を表記しています。

第3条として、会議についてを表記しています。

第4条につきましては、部についての役割を表記しています。

附則として、この条例は、この条例の公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行するということになっております。

ちょっと附則について説明しておきたいんですが、新型インフルエンザ等特別対策措置法が平成24年5月11日に公布されましたが、現在のところ施行がされていないものですから、この条例の公布の日か、または施行のいずれか遅い日で施行するということになっております。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

子どもたちの健やかな成長を支援するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武 住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（大城 武） 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大宜味村子ども医療費助成条例（平成11年条例第10号）の一部を改正する。

第3条の2を次のように改める。

第3条の2を削除

これは県の補助金交付要綱の改正に伴い、所得制限が撤廃されたために第3条の2を削除します。

第4条中「（子どもが6歳に達した以降の最初の4月1日以降の医療費にあつては、入院に係る医療費に限る。）」を削る

これは義務教育終了まで、通院に係る医療費も助成するというのでこの文面を削除しています。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第15 議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

- 企画観光課長（島袋幸俊） 議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例の内容を説明していきたいと思っております。

提案理由で示されていますとおり、公営企業法に基づき制定するものです。

1条から9条までで構成されています。

第3条で、経営の基本として、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならないということをうたっております。そして給水区域として、大宜味村企業支援賃貸工場。1日の最大水量を200立方メートルとしています。

第4条の組織として、法に基づいて工業用水道事業に管理者を置かず、公営企業の管理者の権限を村長が行うとうたっております。

そして第5条で、特別会計を設けることをうたっております。

附則として、平成25年4月1日から施行することとしています。

詳細については、委員会で説明していきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村工業用水道事業の給水について料金その他供給条件及び給水の適正を保持するため条例を制定する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（島袋幸俊企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 議案第11号について説明します。

工業用水道事業の給水について、料金、その他の供給条件、給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものです。基本水量は1日20立法メートルとし、料金については年間の使用料とソウシツ費用、そのあたりから割り出し、企業支援等を総合的に勘案して第22条で基本料金及び超過料金を1立法メートル当たり40円としています。

附則で、平成25年4月1日から施行すると定めています。

詳細については、委員会で説明していきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第17 議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

村道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準について条例を制定する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） それでは議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の補足説明をさせていただきます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次一括法と略させていただきたいと思ひます。その施行に伴ひ、道路法の一部改正により、都道府県及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体は、平成25年3月末までに条例で定め、施行する必要があります。本条例は、政令で定める参酌すべき基準を基本とし、沖縄県条例案を参考として作成しております。

内容としましては、本村で永続的に適用されることがないと見込まれる第1種、第2種の高速自動車国道及び自動車専用道路の規定と積雪地域及び鉄軌道等の規定に関する構造の一般的基準は適用外としております。

なお、参酌基準の道路構造令との対照表を説明資料として添付してありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

村営住宅及び共同施設の整備に関する基準について条例を制定する必要がある、この案を提出する。
なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） 議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の補足説明をさせていただきます。

本条例においても、第1次一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正により、事業主体は公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌し、整備基準を条例で定める必要があります。本条例は、政令で定める参酌すべき基準を基本とし、沖縄県条例案を参考に作成しております。

なお、参酌基準の公営住宅の整備基準との対照表を説明資料として添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第19 議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

村営住宅及び共同施設の管理について、必要な入居基準、入居収入基準の一部を改正する必要がある、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） 議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例についても、第1次一括法の施行に伴う公営住宅法の一部改正により、入居者の資格基準について、これまで公営住宅法を運用してきましたが、入居基準、入居収入基準額を事業主体が平成25年3月までに条例で定め施行する必要があります。

今回の条例改正により、入居者の資格を明記し、1、60歳以上の者。2、障害基本法に規定する障害

者。3、戦傷病者。4、原子爆弾被爆者。5、生活保護者。6、海外からの引き揚げ者。7、ハンセン病療養所入所者。8、配偶者暴力防止法等に規定する者等の裁量世帯の入居収入基準額を月収21万4,000円以下とし、それ以外については月収15万8,000円とする基準額を定める内容であります。

なお、新旧対照表を説明資料として添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。御審議のほどお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について条例を制定する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（山城 均建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（山城 均） 議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましても、第1次一括法の施行に伴う水道法の一部改正により、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準について、政令で定める資格を参酌して地方公共団体が基準を平成25年3月末までに条例で定めて施行する必要があります。

本条例は、布設工事監督者を配置する工事を第2条に定め、布設工事監督者の資格を第3条に定め、それから水道技術管理者の資格を第4条に定めております。

なお、政令等の参酌内容の比較表を説明資料として添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第21 議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について条例を制定する必要がある、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) 建設環境課長。

(山城 均建設環境課長 登壇)

- 建設環境課長(山城 均) 議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の補足説明をさせていただきます。

本条例につきましても、第1次一括法の施行に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準について、政令を参酌し、地方公共団体が平成25年3月末までに条例で定め施行する必要があります。

本条例には、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を第3条に定め、排水施設の構造の基準を第4条に定め、処理施設の構造の基準を第5条に定めております。

終末処理場の維持管理に関する基準を第7条で定めております。

なお、政令等の参酌基準の比較表を説明資料として添付しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第22 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算(第10号)

平成24年度大宜味村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,863万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億985万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越しして使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算(第10号)の概要を説明いたします。

補正額は3,863万円の増額補正であります。

歳入の主な概要について説明をします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税900万円の減額であります。法人税、固定資産税の減額によるものでございます。

7款自動車取得税交付金132万8,000円の増額であります。

13款国庫支出金5,669万1,000円の増額であります。これは過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金の増であります。

予算書の2ページをお開きください。

14款県支出金141万9,000円の減額でありますけれども、これは衛生費県補助金の減額が主でございます。

15款財産収入1,824万7,000円の増額でありますけれども、これはゴルフ場跡地の土地貸付料等によるものでございます。

16款寄附金148万9,000円の増額であります。

17款繰入金2,699万3,000円の減額でありますけれども、財政形成基金2億7,000万円の取崩金の減額でございます。

19款諸収入158万円の増額でございます。

20款村債390万円の減額でございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

2款総務費5,246万7,000円の増額でありますけれども、これは企画費の過疎集落等自主再生緊急対策事業補助金の増額によるものでございます。

3款民生費131万3,000円の増額でありますけれども、これは障害者福祉費の償還金によるものでございます。

4款衛生費692万9,000円の減額でありますけれども、これは予防費委託料325万1,000円の減額等によるものでございます。

6款農林水産業費39万円の増額でありますけれども、これは新規就農総合支援事業等の増額によるものでございます。

7款商工費3,052万7,000円の減額でありますけれども、これは商工業振興費2,674万9,000円の減額等によるものでございます。

8款土木費706万5,000円の増額でありますけれども、これは道路維持費の委託料等の増額によるもの

でございます。

10款教育費352万9,000円の減額でありますけれども、これは事務局費の213万4,000円の減額等によるものでございます。

11款災害復旧費174万2,000円の減額でありますけれども、これは土木災害復旧費の委託料の減額によるものでございます。

12款公債費397万8,000円の減額でございます。

続きまして13款諸支出金、これは299万5,000円の増額でございます。

14款予備費は2,169万6,000円の増額であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第18号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第23 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）平成24年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ837万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,900万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要を説明いたします。

補正額は837万1,000円の増額補正であります。

歳入の概要を説明いたします。予算書、1ページをお開きください。

1 款国民健康保険税116万円の減。

4 款国庫支出金805万3,000円の増。

7 款県支出金59万6,000円の増。

11款繰入金52万5,000円の増。

13款諸収入35万7,000円の増。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。予算書、2ページをお開きください。

1款総務費22万9,000円の減。

2款保険給付費1,448万8,000円の増。

7款共同事業拠出金364万6,000円の減。

8款保健事業費247万2,000円の減。

12款予備費23万円の増でございます。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第19号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第24 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,325万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をいたします。

今回の補正は305万2,000円の減額補正でございます。

歳入の概要を説明いたします。

2款国庫支出金205万2,000円の減と、6款村債100万円の減額であります。

以上が歳入の概要でございます。

歳出の概要について説明をいたします。

1 款簡易水道総務費459万6,000円と、2 款簡易水道事業費308万9,000円の減額。

4 款予備費へ463万3,000円を増額しております。

以上が歳出の概要でございます。

なお、3 ページに、第2 表地方債補正を記載しておりますので、御参照ください。

詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第25 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）平成24年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

今回の補正は、総額で274万7,000円の減額補正であります。

歳入の概要を説明いたします。

3 款繰入金274万7,000円の減額でございます。

次に歳出の概要を説明いたします。

1 款公共下水道事業総務費324万7,000円の減額でございます。

4 款予備費50万円の増額でございます。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第21号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第26 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）平成24年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,744万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

- 副村長（山城清臣） 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正額は43万7,000円の減額補正であります。

歳入の概要を説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料43万7,000円の減額でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金43万7,000円の減。

3 款諸支出金14万円の減。

4 款予備費14万円の増でございます。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきますのでよろしく御願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第22号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第27 議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算
平成25年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,705万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 議案第22号 平成25年度一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は29億7,705万2,000円で、前年度予算額25億5,826万3,000円に対して、4億1,878万9,000円の増額で、対前年度比16.4%の伸びとなっております。

平成25年度は、沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金事業を当初から計上しております。

歳入について、主な款で御説明します。

予算書の1ページをお開きください。

1款村税でございますけれども、6億7,468万1,000円で対前年度5億333万4,000円の増額となっております。これは国有資産等の所在市町村交付金、大保ダム分が含まれている関係でございます。

予算書の2ページをお開きください。

9款地方交付税ですが、9億8,750万円で対前年度3億7,150万円の減額となっております。これは国有資産等所在市町村交付金の減額によるものでございます。

11款分担金及び負担金ですが、1,469万1,000円で対前年度55万6,000円の減額となっております。

12款使用料及び手数料については、4,779万6,000円で対前年度619万3,000円の増額でございます。

13款国庫支出金でございますけれども、2億9,877万4,000円で対前年度1億3,177万1,000円の増額となっております。

14款県支出金でございますけれども、4億8,494万3,000円で対前年度3億2,248万7,000円の増額となっております。

予算書の3ページをお開きください。

15款財産収入でございますけれども、1,699万9,000円で対前年度165万円の減額となっております。

17款繰入金ですけれども、1億1,465万円で対前年度1億985万2,000円の減額となっております。

18款繰越金ですけれども、3,000万円で前年度2,000万円の減額となっております。

19款諸収入ですけれども、4,511万7,000円で対前年度3,552万円の減額となっております。主なものとしては、水源基金助成金の減によるものでございます。

20款村債ですが、2億670万円で対前年度738万6,000円の減額となっております。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして、歳出について主な概要を説明いたします。

予算書の4ページをお開きください。

1款議会費ですけれども、6,279万6,000円で対前年度145万7,000円の減額となっております。

2款総務費ですけれども、4億4,291万5,000円で対前年度2,134万円の減額となっております。

3款民生費ですけれども、6億4,447万2,000円で対前年度9,659万2,000円の増額となっております。

4款衛生費33億5,172万3,000円で対前年度3,700万3,000円の増額となっております。

6款農林水産業費でありますけれども、2億7,081万9,000円で対前年度7,601万1,000円の増額でございます。

続きまして予算書の5ページをお開きください。

7款商工費でありますけれども、1億7,489万4,000円で対前年度8,269万5,000円の増額でございます。

8款土木費ですけれども、2億7,524万3,000円で対前年度5,953万6,000円の増額でございます。

9款消防費は1億4,071万5,000円で対前年度1,038万円の増額となっております。

10款教育費、これは2億8,301万5,000円で対前年度3,732万5,000円の増額でございます。

続きまして予算書6ページをお開きください。

12款公債費ですが、2億7,070万6,000円で対前年度9,555万5,000円の増額となっております。

13款諸支出金ですけれども、3,804万2,000円で対前年度639万9,000円の減額となっております。

14款予備費は2,000万円、対前年度379万8,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、7ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を掲げた第2表地方債を記載しておりますので御参照ください。

それから8ページから167ページにわたり、事項別明細書となっておりますので御参照ください。

さらに168ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。169ページに地方債の現在高調書を。そして170ページには給与費明細書を載せておりますので御参照ください。

なお、詳細については、委員会で各課長等から説明させたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第28 議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

平成25年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,174万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させます。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要について説明をいたします。

歳入歳出総額は、5億9,174万7,000円で対前年度525万8,000円の増額、比率にして0.9%の増額となっております。

歳入の概要を説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、6,172万6,000円で対前年度622万1,000円の減額となっております。

4款国庫支出金2億239万7,000円で対前年度998万5,000円の減額でございます。

5款療養給付費交付金は、2,596万6,000円で対前年度379万円の増額でございます。

6款前期高齢者交付金は、5,719万3,000円で対前年度285万4,000円の増額でございます。

7款県支出金は、3,507万7,000円で対前年度282万7,000円の増額でございます。

9款共同事業交付金は、9,531万円で対前年度824万5,000円の減額でございます。

11款繰入金は、1億886万4,000円で対前年度3,036万7,000円の増額でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。

予算書の3ページをお開きください。

1款総務費369万2,000円で対前年度9,000円の減額でございます。

2款保険給付費3億6,447万7,000円で対前年度845万7,000円の増額でございます。

3款後期高齢者支援金等は、6,446万2,000円で対前年度418万5,000円の増額でございます。

6款介護納付金は、3,690万2,000円で対前年度122万4,000円の減額であります。

7款共同事業拠出金は、1億794万9,000円で対前年度212万3,000円の減額であります。

予算書の4ページをお開きください。

8款保健事業費は、808万9,000円で対前年度58万円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第29 議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算

平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,321万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

歳入歳出予算総額は、1億8,321万7,000円で対前年度2,013万4,000円の増、率にして約11%の増額でございます。

歳入の概要について説明いたします。

1 ページをお開きください。

1款使用料及び手数料は、6,012万1,000円で対前年度13万9,000円の減額。

2款国庫支出金は、費目存置で対前年度912万7,000円の減額。

3款繰入金は、1億1,909万1,000円で対前年度3,789万9,000円の増額。

4款繰越金は、400万円で対前年度300万円の増額。

5款諸収入は、3,000円で対前年度比700万円の減額。

6款村債は、費目存置で対前年度449万9,000円の減額でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。

1 款簡易水道総務費は、1 億982万円に対前年度4,195万円の増額。

2 款簡易水道事業費は、1 万円で対前年度1,370万2,000円の減額。

3 款公債費は、7,288万7,000円に対前年度811万4,000円の減額でございます。

4 款予備費は、50万円で前年度と同額でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第30 議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 平成25年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,367万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願います。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

歳入歳出予算総額は、1,367万8,000円に対前年度31万5,000円、率にして2%増額でございます。

歳入の概要について説明をいたします。

1 款使用料及び手数料は、52万9,000円に対前年度7万1,000円の増額でございます。

2 款国庫支出金は、費目存置で前年度同様でございます。

3 款繰入金は、1,234万4,000円に対前年度44万4,000円の増額でございます。

4 款繰越金は、80万円で対前年度20万円の減額でございます。

5 款、6 款はそれぞれ3,000円、1,000円に対前年度と同額でございます。

続きまして歳出の概要について説明いたします。

1 款公共下水道事業総務費は、703万4,000円に対前年度277万6,000円の減額でございます。

2 款公共下水道事業費は、8,000円の前年度と同額でございます。

3 款公債費は、613万6,000円に対前年度309万1,000円の増額でございます。

4 款予備費50万円で前年度と同額でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第31 議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
平成25年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,741万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年3月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要について説明をいたします。

予算総額は、3,741万円で対前年度7万1,000円の減額。率にいたしまして0.2%の減でございます。

歳入についての概要を説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですけれども、1,792万円でございます。

4 款繰入金は、1,911万円でございます。

続きまして歳出の概要を説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として、3,688万3,000円でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後12時08分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時10分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第32 前田 孝議員ほか全員発議により提出されました議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 提案理由を説明いたします。

議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月7日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 新城一智 具志堅朝秀 平良英勝 宮城辰徳 大城佐一 東 武久 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 地方自治法第109条、第109条の2、110条、111条の改正に伴い、委員会の委員の選任等について、条例で定めるものとされたことから、当該委員会条例を改正する。

委員会条例改正案の趣旨について説明いたします。

地方自治法の一部が改正され、平成24年9月5日に公布されております。同法第109条、109条の2、110条、111条の規定が新しく109条に統一整備されておりました。公布の日から6カ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされております。

この改正で地方自治法から常任委員、議会運営委員、特別委員の選任及び任期に関する規定が削除されており、委員会条例にそれらの規定を設ける必要があることから提出しております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行することにしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第27号 大宜味村議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第33 新城一智議員ほか全員発議により提出されました議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) ただいま議題となりました議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年3月7日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 前田 孝 具志堅朝秀 平良英勝 宮城辰徳 大城佐一 東 武久 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 地方自治法第115条の2第1項、同条第2項の新設及び地方自治法が改正されたことにより、当該会議規則を改正する。

なお、会議規則の改正案の趣旨を説明いたします。

地方自治法第115条の2第1項、同条第2項が新設され、平成24年9月5日に公布施行されました。この規定は、本会議においても委員会同様、公聴会の開催、参考人の招致ができることを設けたもので、会議規則にこれらの関係する規定を追加するものであります。

さらに上記の追加に伴い、会議規則の章及び条の整備、地方自治法の一部改正に伴う第73条の関係部分を改めるものです。

なお、本規則は、平成25年4月1日から施行することとなっております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第28号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎休会について

- 議長(金城 勇) お諮りします。議案調査のため3月8日から10日までの3日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって3月8日から10日までの3日間を休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後12時18分)

平成25年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成25年3月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年3月11日 午前10時00分)

散 会 (平成25年3月11日 午後2時23分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長（金城 勇） 本日で東日本大震災から2年がたちました。被災され、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りし、哀悼の意を込めて黙とうを捧げたいと思います。黙とう。

（黙とう）

○ 議長（金城 勇） 黙とう直れ。着席。

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○ 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。

◇ 平 良 英 勝 議員

○ 議長（金城 勇） AED設置計画と防災訓練について、平良英勝議員。
3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） おはようございます。一般質問をさせていただきます。
AED設置計画と防災訓練についてをお伺いしたいと思います。

去る2月27日に村役場より、住民福祉課職員と業者により田嘉里区集落センターにAEDが設置されました。今後、区民を対象にAEDの使用方法等の訓練を行う予定をしております。村としては、今後、AEDの設置計画はあるのか。

それと防災については、東日本大震災からきょうで2年になりますが、村としては今後、村民全体を網羅した避難訓練の計画はあるのか。避難時の食料、寝具等の地域防災計画はあるのか。村長にお伺いたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。
（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員のAED設置計画と防災訓練についての御質問にお答えいたします。

1つ目のAEDの設置計画については、村民の生命を大事にし、安心な日常生活が送られるようにするためにAEDを公共的施設に設置することが望まれており、今回、田嘉里公民館に設置してありますが、今後においては、設置箇所や設置数等、予算措置も含めて総合的に検討していきたいと思っております。心臓停止等の一刻を争う救命処置で、AEDにより数倍救命率が高まっており、住民がAEDの使用方法の設置を、知識を得ることは重要であります。今後とも使用方法の講習会等を奨励してまいります。

2つ目の防災訓練については、今年の9月4日に行われる予定である沖縄県防災計画に基づく沖縄県広域地震津波避難訓練の実施にあわせて、村民全体の避難訓練を計画しております。避難時の食料、寝

具等の備蓄準備計画においては、備蓄場所の確保、管理面、予算等、村単独では課題がありますが、県の指導や赤十字社と連携しながら可能性を検討してまいります。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ただいま村長答弁がありました。前回、去年の6月定例会でも私はAEDの件で一般質問させていただきました。その中で村長も前向きに計画的にAEDを設置するというお話も答弁にありましたが、今年予算でAEDの予算はとられているのか、この1点をお聞きしたいと思います。それから防災については、きのうの新報の記事を見ますと、過去の災害と最新予測ということで、大きく一面に載っておりまして、大宜味村も塩屋と喜如嘉が中心に載っておりますが、津波の到達時間が、沖縄近海で地震が発生した場合の想定でありまして、喜如嘉が32分で到達すると、塩屋が35分。影響開始時間が喜如嘉が15分、塩屋が34分。最大の遡上高が喜如嘉で10メートル、塩屋が5.3メートルと、琉球新報の紙面に掲載されております。この面において、災害発生時に自治体が行うべき処置を定めた地域防災計画の見直しは東日本大震災の発生から2年を経ても一向に進んでいないということが載っております。琉球新報が10日までに県内41市町村に実施したアンケートでわかっていますが、震災以降、計画を新たに見直した自治体はわずか6市町村、昨年実施した調査以降に、新たに計画を見直した自治体は4市町村であり、大宜味村は2014年に地域防災計画推進の予定と紙面ではなっていますが、災害時に住民に提供する水や食料などを備蓄している自治体は35自治体で、食料を備蓄していない6自治体があるということが掲載されています。高齢者や身体障害者など、1人で避難することが難しい要援護に関する救助体制や地域と行政間の情報共有化が求められていることから、2014年に向け、万全な体制で計画してほしいと思いますが、村長の御答弁を求めます。厳しい財政ではありますが、村民の生命、財産を守るためにはぜひこの訓練を実施してほしいと思いますが、村長お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの平良英勝議員の質問にお答えします。

まず今年度におけるAEDの予算措置については、現在されておりません。ですから、改善センターに業者から送る機械がありまして、1器、現在設置しております。

そして防災計画の見直し等についても、きょうがこういう形で3・11の3年目という節目でもありますが、琉球新報の中に出されておりました防災計画の見直しの件は大宜味村は2014年度、来年度ということで回答しております。それで見直しについては、今年度、平成24年度の見直し作業をしようということでの取り組みを当初考えておりました。御存じのように、8月からの台風15号、16号、17号ということでの具体的な災害対策のほうにどうしても力を入れなければいけないという状況がありました。それで県のほうからも、先ほどありました津波の到達時間等のそういった資料等も来ておりますが、具体的に防災見直しの計画の議論には入っていないということでもあります。県のほうも随時いろんな資料を提供していきたいということがありますので、それに沿った形で村の防災計画はつくられていきますので、それを参考にしていきたいとは思っております。そして備蓄等についても、先ほど村長のほうからもありましたとおり、果たして、村内での備蓄の場所の確保とか、ということは具体的には、もう少し広域的な形での備蓄場所の確保とか、あるいは備蓄の数とか、そういったものを検討するべきではないかということを考えております。また取り組みとして、今、要介護支援のそういったことで取り組みということで、住民福祉課を中心として今年度やってきております。それについても具体的に部落等で実施できるようにということで、きょうですけれども、講演会とかそういうことの啓蒙もしております。

実際、この計画を見直すという作業になりますと、予算措置ということもあるんですけども、いわゆる専門的な意見というんですか、そういったことも聞かないといけないだろうということもありますので、検討を十分にして防災計画、いわゆる見直しされた防災計画をつくっていかなければいけないだろうということは考えております。防災計画は、非常に緊急を要するということですけども、基本的には現在根路銘区で自主防災組織を設けて、自分たちの地域は自分たちで守るという基本的なことがあります。そして3・11の教訓として、地震が来たら、すぐに高いところと海から遠いところに避難するという、こういう教訓も得て、これは基本的なことですが、日常的にそういう気持ちで、あるいは自主防災組織の中で常日ごろから村民がお話する中で、こういった災難に遭うのは防げると思いますので、その辺の啓蒙を日常的にやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ただいま総務課長の答弁の中に住民福祉課と総務課と連携しながらやっていくという答弁もありましたが、ぜひ要援護者に関する、皆さんが御存じだと思いますが、そういった要支援、1人でできない高齢者、いろいろおります。特に大宜味村は高齢者、ひとり暮らしが多いと思いますので、こういったひとり暮らしの高齢者を周囲の皆さんがいつも見張って、いざ何か津波とかになれば、部落単位でこういったものをやっていかないといけないんじゃないかと思いますが、住民福祉課と総務課が連携しながら、今後、生命、財産を守るためには連携していろいろやっていかなければいけないところがいっぱいあると思いますので、ぜひ連携しながら村民の生命、財産を守るために、早目にこの防災計画を立てて実施できるよう要望いたしたいと思っております。最後に村長の御答弁をもらいまして、一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御指摘は非常に重要な、もっともなことでございまして、今、鋭意連携をしながら具体的なことで進めようということと、ただいま御指摘のありましたお互いに支え合う、そういう体制をどうつくっていくのかということと、それをどう実践に結びつけていくかというようなことも含めてしっかり検討させていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 安里重和 議員

○ 議長（金城 勇） 河川維持管理及び遊歩道整備事業等について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは質問をさせていただきます。

河川維持管理等について、次の2点についてお伺いいたします。

1点目には、私が村内河川河口閉塞について一般質問をし、2年が経過いたしました。その後、県との調整を行ったのか。調整を行ったならその経過をお伺いいたします。

2点目に田嘉里川上流には日本最大、世界最大級のオキナワミズスマシが生息し、田嘉里川付近には国の天然記念物指定のノグチゲラ、アカヒゲ、リュウキュウヤマガメなど、または沖縄県指定天然記念物のコノハチョウ、イシカワガエルなどが生息しています。アハマタ山ではヤンバルクイナの鳴き声も確認されております。自然環境や地域固有の魅力住民の誇りとして、未来への遺産として引き継いでいくためには人間の手で保全しなければ絶滅するのではと私たちは考えています。

現在、私たち河川愛護会グループや区民は、清流の流れる田嘉里川の魅力を伝えるため活動しております。また環境省やんばる野生生物保護センターとCCYが進めるやんばる地域における住民参加型の希少種等密猟・盗掘防止等検討業務についても区民有志のメンバーで参加しております。

平成24年11月21日に沖縄県土木建築部河川課班長、北部土木事務所維持管理班長、技術総括及び県議や土木コンサルタント等、総勢18名で、県管理である田嘉里川、大保川の問題点など現地視察調査を行い、口頭ではありますが、河川のしゅんせつ、河口閉塞の解除、危険箇所の防護さく設置、マングローブ林の保全、ウイクジ砂防ダム付近よりアハマタ山までの遊歩道整備事業、キャンプ場整備事業等を要望いたしました。

村行政からもこの要望を県行政へ要望してもらえないのか。また県行政で遊歩道整備事業が厳しい場合には、ソフト事業として一括交付金を活用し計画を立てることができないのか。以上を村長へお伺いし、私の質問を終わりにします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里重和議員の御質問にお答えいたします。

地域での自然環境を考える取り組み大変御苦労さんであります。

まず1点目の質問でございますが、平成23年3月定例会において、河口閉塞についての質問を受けております。県との調整については、村内のほとんどの河川が普通河川で村管理となっており、県での事業化は困難との回答を得ております。そのため県への要請は行っておりませんが、なお、緊急時の河口閉塞の解消を図る際には、土砂等の搬出が伴わなければ対応も可能との返事を得ておりますので、取り組みます。

2点目の県での整備事業計画が厳しい場合には、ソフト事業として一括交付金を活用して計画を立てることができないかとのことでございますが、一括交付金には沖縄らしさが求められ、かつ補助事業メニューにないことが条件となっております。それらをクリアできれば可能性はあると考えられますが、議員の言う遊歩道整備事業計画がどのような計画なのか精査する必要があると考えます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検報告書について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 教育に関する事務の管理及び執行の現状の点検報告書についてお伺いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、議会への提出とその公表が行われておられるのかどうか。まず最初にお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

平成20年度から議会への提出と、その公表が義務づけられましたので、平成20年度分を同年度の平成

21年3月3日に村議会議長へ提出するとともに、告示を行い公表いたしました。平成21年度分については、事務局内部で報告書を取りまとめておりましたが、提出には至りませんでした。平成22年度分については、翌年度の平成23年8月12日に村議会議長へ提出し、あわせて公表いたしました。平成23年度分については、まだ提出していません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 議長へは提出されているということなのですが、議会ではこれを一度も見たことがないんです。それで一般質問を出しています。それは議長の取り扱いもいろいろあるかと思うんですが、その27条の法律によっては、議会へ提出なんです。議会へ。議長へやっているのも結構だと思うんですが、やはり議員の部数もちゃんとそろえてやるべきだと、議長へ提出と書かれていないんです。法律は議会へ提出ですから、その点もお願いしたいと思います。

平成20年度から義務づけられているということなのですが、この法律の改正は平成18年に行われて、平成19年から施行されているんですね。それは御存じですね。さっきは平成20年度から義務づけられているという話でしたけれども、私は平成19年度から義務づけられていると解釈をしているんですが、それは後で検討していただきたいと思います。

なぜその報告書の提出がなされているかとお聞きしているのは、今いろいろ皆さん、地域でも説明会をやっている小学校の統合問題など、そういう報告書が出ておれば、その時点から議会は既に情報は察知できたと思うんです。懇談会が始まってからしかわからないものですから、その計画はいろいろ、村に報告書をもらうべきだと思うんです。恐らくその報告書の内容は定型として定まった形はないと思うんです。それは各教育委員会に任されていると思うんです、様式などは。そういうものも出てこないから小学校の統合問題なんていうのは地域での説明会で初めてそこまで進んでいるかということなんです。情報公開との問題とも絡んでいるものですから、それで一般質問をやったんですが、もう報告されているということでもありますから、それで結構です。ですが議会へ提出ということの法律の段階と議長へ皆さん提出されたとの。当然、表だつては議長へ提出しますよ。その点、今後検討していただきたいと思います。

それでさっき平成20年度から義務づけられていると言っているんですが、私は平成19年度から義務づけられていると思っているわけですが、その辺も含めて御答弁いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 法律の施行なんです、これは平成19年に改正されて、平成20年度からこれは義務、しなければいけないということで、北部地区の教育担当課長の中でありまして、北部一円ですね、早いところで平成20年度から施行しました。ということで、私は平成20年度施行と理解しております。北部の他の市町村も平成20年度から公表を行っているところです。

そして次の議会への提出の方法なんです、教育委員会から教育委員長名で村議会議長へ提出したということですが、確かに法令で議会へ提出ということになっておりますので、私の認識から村議会議長へ提出するものが妥当かと思っておりましたが、今、議員指摘のように、議会への提出方法について今後検討して、皆さんがよく理解できるように、周知できるようにしていきたいと思いますので、御理解のほどをよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この法律の改正は、平成18年度に改正されて、平成19年度に施行されて、この

報告書の義務が平成20年度分からですよという解釈になっているわけですか。そういうことであれば、今、教育長が答弁していることが妥当だと思うんですが、平成19年度に法律が施行されて、平成20年度から報告義務がありますというように解釈してよろしいですか。最後にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

私の解釈では、平成19年度改正ということで、この法律も平成19年度に新たに設けられておりますので、それで施行が平成20年からということで理解しております。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に旧診療所敷地跡地利用について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきます。

旧診療所敷地跡地利用について行いたいと思います。

平成24年12月定例会において、跡地利用と福祉について一般質問をさせていただきましたが、行政として、その後、どのように検討したのかお伺いをしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の旧診療所跡地利用についてのその後のことについての御質問にお答えいたします。

12月定例会において、平良嗣男議員の質問に対し、他の村用地も含めて土地の有効活用について早急に協議の場を設けて結論を出していきたいと回答いたしました。その後、内部で協議をしてきたところではありますが、いまだ結論には至っておりません。他の団体からも文書でもって跡地利用の要請がありますので、この件も含めて、村の総合計画を精査しながら、さらに検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど村長からあったんですが、これまでの村長の答弁、この議事録から見ますと、これをちょっと読み上げていきますが、村長のこれまでの答弁を見ますと、喜如嘉地域における福祉関係、老人対策等のものは、それは私も非常に懸念しているところであります。どうしてもそういうところには必要だという認識を持っております。もし何かがあれば、跡地利用というところで考えられるんじゃないかということは皆さんの考えというのは非常に理解しているつもりであります。また再度全体のものを見直しながら、ここにありますように協議を早目に進めて確定をしていきたいという考えを持っておりますという答弁があります。そこで先ほど村長は、検討しておりますということですが、これまで役場においては、毎週庁議を行っていると思うんです。何度もやっていると思うんです、毎週。どこでどのようにして話し合いができたのか。その内容はどうであったのか。この早目というのがいつ確定するのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 庁議については、毎週は行っておりません。課長会議等は毎週行って

いますが、その事案があるときに庁議は開催しております。これは庁議の開催の規定にのっとっての開催です。毎月、事例等の報告。あるいは議会提出議案等の検討、それと今話があったようなものの各事案があった場合にそういうもの話し合いをされております。それで今回の跡地利用については、総合的にこれから検討していこうということは話し合いされておりますが、どのように、またどの団体を入れるかとか、そういう具体的な計画までは至っておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の答弁の中で、庁議で大事なものはやらないといけないということですか。課長会は毎週やっているんでしょう。課長会であろうと、庁議であろうと、議会で出てきたものの検討すべきものは庁議でしかできないということはどこにあるんですか。課長会でもやるべきでしょう。そういうふうな話し合いができていないのが今の現状に至っているんじゃないですか。私はそういうふう

に思っているんです。
それから私はあと1回しかできませんので、村長がここに文書で、ここの答弁の中で、要請があったものに対して、口頭で答弁をいたしましたというのがあるんです。文書で要請があったものに対して、口頭でやるとはどこにあるんですか。公の場所が、公的に業務やっているところが文書で来たものに対しては文書で返すのが当たり前のことなんです。公の業務をやっている皆さん方が口頭でやるというのはどこにあるんですか。そこら辺をもっと認識をして、文書で来たものは文書で返す、そこら辺のことをちゃんとやってもらいたいんです。そこら辺どういうふうに思いますか、お答えください。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの御指摘ありがとうございます。確かに口頭ということについては軽く感じられるかもしれませんが。文書で来たものは文書で返す、それは基本にさせたいと思っておりますし、そういう措置が今回なされていなかったという御指摘でございますが、今後、そういうことは検討していきたい、あるいは直していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） この跡地利用については、村長の所信表明にも今度載っております。そこら辺は新年度、新たにどのようにやっていくかということを今皆さん方検討しているわけですから、これは早目に、要請があったところに対して、これは文面でちゃんと返答していくということをちゃんとやってください。そこら辺をお願いしたいと思います。いずれにしましても、前から申し上げているように、喜如嘉校区、大宜味校区の地域内においては、福祉関連が大変少ない。そういう施設がないというのは皆さん方、現状を見てもわかると思います。今、福祉関係は塩屋以南にみんなあるわけでありますので、利用する皆さん方が利活用するためには、やはりその地域にも福祉関連の施設が必要であります。そこら辺を皆さん方に要望しながら、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで旧診療所跡地利用についての質問を終わります。

次に大宜味村の農業振興等々について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは大宜味村の農業振興等々についてお伺いをしていきたいと思っております。

1点目に、農業委員会、耕作放棄地協議会の活動を農業委員会だより等で見させていただき、直接地

域状況を見てきましたが、荒廃した農地が多い状況に、村の農業振興を危惧しております。これまでの村の基盤整備事業を見ますと、昭和48年喜如嘉地区を初めに、7カ所ほどの事業が進められておりますが、これからの農業経営は機械化で大規模化を進めなければ経営は成り立たないと考えております。昭和の時代に整備された農地の流動化をするため、再整備の計画があるのかお聞きをしていきたいと思っております。

2点目に、国が現在進めている人・農地プランも、本年度より村でも開始したいとお話ですが、その事業の中に青年就農給付金制度があり、何名かの方が給付を受けるということではありますが、村内出身者なのか、または村外出身者なのか、内訳と総数、また支給金は何年受け取れるのか、あわせてお聞きをいたしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えをいたします。順を追ってお答えいたします。

1点目の農地を流動化するため、再整備の計画の点についてでございます。これまでに実施された基盤整備事業の土地改良区は、受益面積126.1ヘクタールでそのうち14.1ヘクタール、約11%が耕作放棄地です。土地の形状は細分化され、議員御指摘のとおり機械化対応は困難な状況であります。そのため、平成22年度から耕作放棄地や未耕作地の所有者から村長が土地を借り上げ、耕作希望者に転貸をし、利用をさせる事業を導入し実施しております。また農業委員会においても、農地制度円滑化事業を活用し、農地集積化のために担い手への農地斡旋を推進しています。農業経営の機械化は農家所得の向上と担い手育成には不可欠であり、耕作放棄地の解消と農地集積化は本村における喫緊の課題と認識しています。そのため国、県の農業施策の補助事業を活用し、本村の農業振興に今後とも積極的に取り組んでまいります。

次に2点目の人・農地プランの件でございますが、平成24年度の青年就農給付金の受給者でございます。全員村内で、10名の方々が交付決定をしております。次に支援金は基本5年間ですが、この給付事業は就農開始時期が基準でありますので、例えば就農を開始して2年を経過していた場合、受給期間は3年ということになります。今回の10名の給付者の方々も、給付時期は2年ないし5年とそれぞれさまざまでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大宜味村のこれからの農業振興等について村長の答弁がございましたが、先ほども前段で申し上げたように、土地改良、農地造成等々、たくさんのこれまでの、昭和59年ごろからたくさんの事業が行われてきておりますが、昭和48年より平成8年にまたがり、土地改良または農地開発等が行われておるが、土地改良地区または農地開発事業の中で村外地権者が多いのではないかという思いがあるわけですが、そこら辺はどうなのか。そういうことがあつては、農地の流動化が図れないんじゃないかというようなことも懸念されておりますが、また黙認耕作地、これはどのようにして解消していくのか。さらには担い手が少ない状況、そこら辺をどう解決するのか。そこら辺も後でお聞かせ願いたいと思っております。

それと前段でも申し上げたんですが、土地改良区の再生利用、これはどうしても、あのころはよかったですでしょうが、今の状況ではどうなのかということもありますので、そこら辺の再生利用をするために

は、どういう事業を入れて行ったほうがいいのか。そこら辺も検討する必要がないかなと思うんですが、そこら辺も含めながらお聞きしたいと思います。

また先ほどの人・農地プランの件ですけれども、国の食料、農業、農村基本計画に基づいて、現在、34市町村、190地区では策定が予定されていると。人・農地プラン、いわば農地、農業マスタープランの策定を通じてですね、地域農業のあり方や担い手の経営体の明確化や、多様な担い手の役割を発揮いたして、農地の集積計画等に連携をさせて地域農業や集落の活性化を図るために、その人・農地プランというのはあるものだと私は思っております。

そこで農業委員会の話を聞きますと、農業委員会の皆さん方は、これは新聞にもありますけれども、写真もありますけれども、認定されている皆さん方をお呼びして、紹介しているんです。これは私は、農業委員会の皆さん方が紹介したということは、その皆さん方は先ほど村長は10名と言いましたが、その皆さん方をお呼びして紹介しているわけですから、農業委員会の皆さん方としても、やはりその皆さん方を、農業委員会の皆さん方もチェックできますよという一つの警戒心を持って紹介させたものだと私は私なりに理解しているんです。その5カ年間の給付を行う。その中でその住民の方に給付する、その金をどのようにしてチェックするのか。また費用対効果を考えるとどういうふうにして皆さん方がチェックしているかということです。そこら辺をどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えしたいと思います。

まず質問をまとめたいと思いますけれども、1、2点目の村外の地権者が多いというのと、黙認耕作地の件なんですけれども、これは議員おっしゃるとおりなんですけれども、今後とも今、農業委員会の委員の皆さん方も頑張っておられます。ここと連携して、やはりお互い力を合わせてこの辺の対策はやっていきたいと思っております。

3点目の担い手が少ないということなんです、青年給付金の件もございましたけれども、これを利用して今後の担い手、ただそういう予算措置があるから担い手ができるということではないと思いますので、それも含めまして農業の魅力といいますか、そういったものも引き出しながら担い手の育成をやっていきたいと思っております。

再整備の件なんです、先ほども村長の答弁からあったように、国、県の農業施策の補助金事業を活用して振興に積極的に取り組んでいきたいという答弁もありました。国、県あたりも大分前にやった土地改良区に関しても2次的な補助をしてやっていきたいというものがありますので、この辺を活用して、ぜひ積極的に再整備に努めていきたいと思っております。

人・農地プランの件なんですけれども、担い手の方々が今回青年給付金という形で10名の方々がございました。10名も村内在住者の方を10名給付の対象として給付を行っております。先ほど農業委員会において自己紹介あたりをやったというのは、議員御指摘のとおり、あなた方が今後農業の担い手となるんですよという意味確認というのをやる意味で農業委員の皆さん方もやられたと思うし、この10名の方々も今後の大宜味村を背負って立つ人間になっていくという気概は持っていると思います。このチェック体制をどうするかということだったんですけれども、確かにこの10名の方々においても、就農計画、農業の計画においても、やはりこの辺ではちょっとどうなのかなという部分もありますので、我々産業振興課といたしましても、その計画を絵にかいたもちではなくて、そういう実効性あるものに

していくために、農業委員の皆さん方と一緒に、チェック体制も厳しくしてやっていきたいと思
います。

もう1つなんですが、今度、平成24年において大宜味村農村振興基本計画というのを策定の予定であ
ります。これも踏まえて、大宜味村の今後の農業振興に頑張っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今言う再整備については、村長、担当課長からありましたように、事業等を探
して、これを活用して、やっぱり使いやすいような農地に持って行ってもらいたいと思
います。

そしてその10名の給付を受けられる皆さん方は、これからも皆さん方がチェックしながら、これから
御指導しながら、大宜味村の、せっかくそういう寄附を受けて頑張っていこうとしているわけですから、
将来の大宜味村の中核になるような農業者として育てて行ってもらいたいと希望を申し上げます。その
皆さん方が大宜味村の中核になる農業者ということで理解していいのか、そこら辺、後で答弁をお願い
したいと思います。

いずれにしても、農業振興をこれから皆さん方の、行政の力を借りながら、知恵を借りながら、
これから大変厳しい農業行政でありますけれども、皆さん方のいろんな事業と模索をしながら、農業委
員会とまた連携しながら、これから密にして農業の振興を図ってもらいたいというふうに希望を申し上
げて終わりますが、最後に答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） 平良嗣男議員御指摘の、この10名の青年給付金を受けた方々が今後大
宜味の担い手に本当になれるかということなんですが、私どもも、審査をやった人間も、この10名の
方々は、大宜味村を将来背負って立つ人間、リーダーとなり得る農業者だという認定をしてやってお
りますので、またやっていただかないと非常に困ります。この給付を受ける10名に関して、産業振興課、ま
た農業委員会の方々ともスクラムを組んで、ぜひリーダーを育てていきたいと思
います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで大宜味村の農業振興等々についての質問を終わります。

次にシークワサー栽培現況調査について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それではシークワサー栽培現況調査についてお伺いをしたいと思います。

村の特産であり、振興作物でありますシークワサーの栽培状況と基礎的な資料作成のため、賃金傭
人による村の現況調査がなされたと思いますが、下記の件について村長へお伺いをいたしたいと思
います。

1点目に、調査は各地域の状況を知っている方々が調査員として各農地を確認して、村内のシー
クワサーの面積、本数等の基礎的な資料が整理されたと思
います。よって資料は、村民への公表を
行ってシークワサーの振興等に寄与すべきだと思
いますが、調査結果はどのようになっているのか。
また結果を公表する考えがあるのかお伺いを
していきたいと思
います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

シークワサー栽培現況調査の件でございますが、調査はシークワサーだけではなく、柑橘類全般
について産地振興協議会の予算で平成24年7月24日から8月7日の10日で調査を実施してきました。調

査には地域に詳しい方々に調査員を依頼し、農業委員の御協力を仰ぎながら実施いたしました。調査の結果、未結果樹7,200本、低木結果樹1万3,000本、高木結果樹4万8,000本、合計で約6万4,000本であります。面積については272ヘクタールで、総生産予測は最高で約2,700トンとの調査結果が出ております。

なお、公表の仕方ではありますが、広報紙等で村民の方へ情報を提供し、農家等希望者に対しては冊子の配布等も検討したいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。これだけの本数の確認をして、そういうものから見ると生産量の予想も、その時期時期の花のぐあい等を見ながらやるとより生産高が出てくるでしょう。そういうところもやっぱり基礎的な資料がないとできないと思いますので、大変村長に対して御苦労さんだと思っています。その特産のシークワサーには本村の農業面積を占める割合は大変多いわけです。シークワサーだけではないんだけど、シークワサーの占める割合は、我が大宜味村の土地の中では多いものだと私は認識しております。農業振興というのは、やはり主要な農作物でこのシークワサーはあるわけですから、農業委員会が今行っているハチイチ調査というのがございますよね。このハチイチ調査に、この調査されたものが農業委員会のものと整合性があるのかどうか。そこら辺はどうなっているのか。せっかく調査したわけだから、農業委員会の台帳とハチイチ調査の台帳と整合性がないといかないわけよね。そこら辺がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えします。

農業委員会に対しての質疑はやられていないみたいですので、こちらのほうでお答えしますが、基本的には合致しないということみたいですので、今回、かなり、農業委員の皆さん方にも御協力をいただいて、詳しい方々を選抜して調査員としてやったわけなんですけれども、やはり調査員だけではわからない。奥地までは、農業委員の皆さん方がやっぱりプロですので、そういったところも入り込んで今回は調査を行っております。ハチイチ調査の件に関しては私のほうではお答えできませんけれども、今回の調査はかなり詳しいデータだと思います。しかしながら、じゃあ果たして、先ほど村長の答弁でマックスで2,700トンとおっしゃっていましたが、やはりもう少し踏み込んだ形で、もう少しきっちりした形で確定するには、これからまた何年間かけて基本木ですよ。今言った未結果樹、低木結果樹、高木結果樹、それだけじゃなくて、平野部、山間部、それと海が当たるところとかないところですね。その基本木を設定して、それを積み上げていくデータのことも今後やれば、かなり細かい数字で今年度は生産量予想何トンという形でやっているとしますので、今後も積み上げる作業はやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど農業委員会のハチイチ調査等はちゃんと合致していないというんだけど、せっかく皆さんがそれだけ金をかけて調査をやってきた。これを農業委員会のハチイチ調査の中に、台帳に整合性を持たせるようなことをやらないといかないと思っています。こんな難儀して、金を使ってやってきたのに、これを農業委員会のとばらばらではおかしいんじゃないかなということなんです。そこら辺は整合性を持つ必要があるだろうということであると私は思うんです。そこら辺で農業委員会も、産業振興課も一緒になって連携とりながら、この調査の結果を生かしたほうがいいん

じゃないかと私は思っています。

それとシークワサーに関連しまして、今、村が管理している対策協議会、今は振興会になっているのか、昔は対策協議会だったけれどもね。そこら辺で喜如嘉にある展示圃場、そこら辺の管理状況、また低木仕立てを行うために、今皆さん方が接木等も行っているでしょう。そういう低木仕立て、またと、そういうものを行っていると思うんだけど、そこら辺の状況がどうなっているのか、後で答弁願いたい。これまで過去の経緯なんだが、ちょっと申し上げておきたいんだが、シークワサーというのは皆さん御存じのように、みんな成木で大変高くて、収穫時は危険度が高くて、労働力の軽減を図らなければならないということで、やはり低木仕立てが必要だろうと、管理面からおいても。そういうことで実は前の対策協議会の中で、押川の志良堂さんの圃場にずっと、何カ年か補助を与えて、支柱を行うために毎年支柱と肥料の補助を行ってやってきたんです。そこら辺で低木仕立てをやっているところの皆さん方の管理、労働力の軽減と、そして農薬散布、こういうものも含めた労働力の軽減、収穫量、そういうものがどうなっているのかということで前に調査やったことがあるんですけども、そういうふうな低木仕立てを行い、労働力の軽減を図るためには、どうしても農協と農家、そして役場、シークワサー振興室も含めながら、これは連携しながら、農家というのは大木を切るというのはなかなかやらないんですよ、もったいないということで。そこら辺を徐々に指導しながら、これを低木仕立てを行って管理をよくする。そして青切り等を行うにおいては、それなりの管理面が悪ければ、高ければなかなかできないので、低木にして管理させていくというようなあり方を今後検討していく必要があるんじゃないかと思いますが、そこら辺も含めながら、村として、シークワサーの振興を行うということで一所懸命やっているんで、そこら辺は皆さん方にちゃんとしてもらいたいと思います。

それと本来だったら予算に関連して言いたかったんですけども、シークワサー振興室というのが今度の条例改正でなくなっているよね。これはつくっては消し、つくっては消しと、これはどういうことかなど。何のためにつくっているのかなどと思っているのだが、そこら辺は後で村長に答弁お願いしたいと思うんですが、どうしてこうなったのか。シークワサーに関連してついでにお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えします。

農業委員会とのハチイチ調査の整合性に関してなんですけれども、これはやはり、ぜひとも自分らは調査して、農業委員会の現地と合わせて、全然合いませんよという話にはならないと思うんです。ですから農業委員会がやっているハチイチ調査と、私どもが今回やった調査、また先ほども私が申し上げたように基本木を設定しての数量の、その辺の整合性というのは農業委員会と合わないとちょっとおかしいと思いますので、この辺はやはり整合性は持たせていきたいと考えております。

続きまして展示圃場のあり方なんですけれども、先ほど議員御指摘のとおり低木とか土壌改良とかいろいろ御提言がございましたけれども、産業振興課としましても平成24年度は青切りとか安定化に生産するための栽培マニュアルを1年かけて、また月一ぐらいで生産者の皆さん方に青切りにシフトしていかうじゃないかという話し合い等も持って、着々進んでいるところです。またこのマニュアルもでき次第、生産家、農家の皆さん方に配布するなり、いろいろそれは検討させていただきたいと思います。

J Aとか生産に向けての連携なんですけれども、これはシークワサー産地振興協議会の中においては生産部会の部会長はJ Aなんです。きょうもこの後、生産の会議がございますけれども、今後ともい

ろいろな意味で生産に向けてのスクラムは組んで協力的にやっていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどの平良嗣男議員のシークワサー振興室のことについてでございます。

これは産地振興協議会の業務がかなりウエートを占めておりまして、その中で産地振興協議会のあり方も強化しないといけない。それを強化することによって、シークワサーの振興に大きく寄与するだろうということがありまして、そこを見直しながら、下がることじゃなくて、前向きに組織を強化する中で育てていきたいということでございます。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

休憩します。

（午前 11 時 11 分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 19 分）

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に平成25年度施政方針について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 平成25年度の施政方針についてを一般質問していきたいと思います。

数ある中から平成25年度の施政方針で、下記の3点についてお伺いしていきたいと思います。

まず1番目に、体育館の整備なんですけど、これは施政方針の中の最後のほうにスポーツ拠点施設整備事業の中でということで、三大重点プロジェクトとあるんですけど、この三大重点はそんなに緊急な、重要な体育館の整備なのか。

あと2番目に、健康福祉の村づくりの中で、長寿の里大宜味が危惧される大きな問題となっていると。そこについて、村の対策等はなされているのか。

あと3番目、学校教育の振興の中で、私は統廃合に向けて5回ぐらい質問してきた中で、今回この施政方針の中で村長が初めて小学校の統合、移設について言及されていますが、平成28年開校に向けての決断を下したと理解していいのか。まずその3点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問につきましては、この施政方針の3点について、通告に沿って答弁をいたしたいと思います。

まず1点目の体育館建設についてでございます。本村には本格的な社会体育施設が皆無である。そのことと三大プロジェクトの塩屋湾外海海水理立地利用計画を推進するため、近隣市町村の体育施設整備状況や三村の中心地であることなど、総合的に検討して北部連携促進事業での整備を基本に補助事業採択に向け取り組んでいきます。規模といたしましては、バスケットコート2面を有し、大会での使用や合宿等に対応できる施設として検討しています。位置は交流広場の安根川の南でございます。そういうことから今非常に重要かと思っております。

2点目の健康福祉の村づくりの推進については、新聞報道のとおり、長寿県沖縄が危惧される状況と

いうのは、本村においても同様であります。本村の実態から、中高年齢層対策が重点課題と考えています。特定健診の受診率向上や特定保健指導を積極的に行っていきます。またこの層には国保税の未納者とか、あるいは無年金者が多くいるということから、就労相談などの支援体制を整え、生きがいつくりに取り組んでいきます。長寿の里ウエルネスセンターの整備については、健康づくりの拠点として位置づけし、積極的に進めてまいります。

3点目の学校教育の振興については、小学校の統廃合及び中学校の移転ということでございますが、それについては、これまでの教育委員会での取り組み等を踏まえ、平成28年度開校を目指し、学校支援や地域支援員を配置します。各学校へのデジタル黒板設置の整備を行っていきます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、体育館の整備についての答弁の中で、体育館が村内では皆無だと、そういう答弁をなされておりますが、今まで、教育委員会との統合問題のやりとりの中で、統合したらこの施設は村民に開放すると、こういうことをずっと言っているわけなんです。じゃあ学校の体育館と村の体育館とは、これは別々に考えているのか。その1点。

あと1点、この体育館の整備上で北部連携促進事業の中で、多目的広場の整備、あるいは村民が一番望んでいる、いつでもたやすくできるようなスポーツ施設、簡単に言えばパークゴルフの整備なんですけれども、これは企画観光課で結の浜の公有整備事業ということでやられているわけですから、その合間をぬって、よそにもたくさんあると思います、海岸側には。そういったところに村民の健康増進のためにもぜひその辺もできないのか。この2点ですね。

あと2番目には、健康福祉村づくりということで、今いろいろ答弁ありましたが、沖縄県が今、この前の発表で三十何位でしたか、26位でしたか、男性が25位から30位、女性が1位から3位に、長寿県として転落したと。そういうデータも新聞で大きく報道されて、大宜味村はどうかということでインターネットを調べたんですが、なかなか最近の、直近のものがなくて、これは平成5年にとられた沖縄県内の平均寿命のランキングということで出ていたんですが、平成5年で大宜味村は36位と出ているんです。女性が86.4歳、男性が78.3歳。年齢的には平均寿命はいいと思うんですが、今の先輩方じゃなくて、60代から下の方の死亡率が沖縄県で大変多いと。大宜味村も統計的にはどういうふうに出ているかわかりませんが、恐らくこういうデータも大宜味村も出ると思います。先ほどの特定健診の受診を啓蒙することなんです、実際にこういう福祉村をつくるためには、ぜひこういったものを徹底してということか、村民みんなが健康になるような方向に持っていくような施策をしてもらいたいと思います。これは体育館の整備じゃなくて、運動公園ができれば、そこにも村民が日ごろ運動できる施設があれば、つながりが出てくると思います。なぜこの福祉村を重点的に話をするかというと、やっぱり大宜味村としては今まで、平成5年に長寿日本一という碑も建てたわけなんです。それによって大宜味村に来る人たちがふえてきたわけです。大宜味村はどのようにして長寿日本一になったのか。いろんな面で調査も入ってきました。食事にしろ、日ごろの行いにしろ、いろいろやってきた中で私が思うのは、その中でシークワサーもこの調査に入ってきて、その中からノビレチンというがんを抑える成分があると。そういうことをマスコミ等で報道されて、今までマイナーな品目だったんだが、一躍メジャーに躍り出たシークワサーを、もう一度再認識するためにも、健康がないとできないわけなんです。大宜味村が長寿日本一という、この名目でこういったいい品目もぱっと出てきたわけなんですから、ぜひこのことに取り組んでほしいと思います。長野県は千九百何年でしたか、そのときは心疾患のあれでワーストワンの県

だったんですが、今では男女ともナンバーワンに躍り出ている。こういう取り組みも、いろいろ新聞等によって報道もされているわけですから、大宜味村も負けずに取り組んでもらいたいと思います。

あと学校教育の問題ですね。いろいろ支援のことも出てきたんですが、やっぱり大宜味村の第4次総合計画の中で、学校教育の振興の中でちゃんと学習環境の整備ということで児童数の減少に伴う小学校の統合については、単に効率化だけではなく、児童の立場に立った議論を行い、その是非を含めて検討するというので、総合計画の中にも書かれているわけです。そこで聞きたいのは、こういったものを掲げて今まで教育委員会が行った住民説明会、素案もできてきました。その中で子供目線に立ったことをちゃんとされているのか。私ははっきり言って、これはされていないと思います。この1点ですね。

あと1点は、この総合計画の教育振興の中でも複式解消の、複式における学習指導の充実ということで、今村長から答弁があったように、学習支援員の配置。これは本当に喜ばしいことで、今、この学習支援員の募集も行っていると思います。そこでこういった支援員の募集で教員免許所持者を採用すれば、授業もできるわけなんです。体育、音楽とか、こういった専門分野は別にして、そういった考えも、今現在もやられているんですけども、充実するようにお願いしたいと思います。

あと1点は、統合によって4校が1校になるわけですから、その辺の財政的にはどうなのか。4校から失業する人もたくさん出てくると思います。また学校の先生においては、大宜味村に席があつて、村民税、県民税落ちる方もいると思います。こういった税収とか、あとは交付税の問題。交付税もこれは大体三、四年ぐらい前に試算したものなんですけど、大体1校当たり1,000万円前後の交付金が入ってくるわけです。これは学校の数、生徒の数、学級の数等、もろもろ計算した中から出てきたというものなんですけど、そこが1つになると、この交付税の減にもなるわけです。今の教育予算を見ると、全体で大体4,000万円から5,000万円、交付税が四千幾らか入ってくるわけなんです。今の現状のままだと財政的には4校あつても大丈夫だと思うんですけど、その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） まず体育館についてこちらで回答していきたいと思います。

学校統合の説明会の中で、学校施設の一般開放という話がありましたが、それは当然の話だと思います。学校施設と社会体育施設というのはおのずから目的が違って来るかと思えます。総合計画の中でもこの体育館整備等はうたわれておりますので、そのあたりものにとって、また平成23年度からスポーツ拠点整備計画策定委員会を設置しております。それを進める上で村民の意見を聞くために、公募した住民検討委員会、あるいは村づくり検討委員会、そのあたりの意見を総合的にまとめてきて、今回ぜひ総合体育館は必要であろうということを出しております。これの報告会も今月中にやる予定となっております。その中で、やはり今まで北部地区内の中学校の大会であるとか、そういうもろもろの大会等が本村で開催できなかった。そのあたりもちゃんとした体育館等がなかったということも一因になっております。今、バスケットで説明をするんですが、バスケットは地区内でも何回か優勝はしてきているんですが、正式な大会は一度も、本島内の地区大会で大宜味村だけが1回も正式な大会は開いていない状況です。そのあたりも含めて、社会教育的な体育館というのは村民の立場からもぜひ必要だろうという結論が出てきております。

その中でさっき議員からありましたとおり、住民の、村民の健康づくりの話もあります。学校体育館の中ではそのあたりが非常に厳しいかと思うんですが、体育館の中のアスレチックジム、あるいはクラブハウス等、そのあたりも兼ね備えた体育館にしていきたいと考えております。そのあたりはまた実施

計画の中でやっていきたいと考えております。

多目的広場の話がありましたが、それも結の浜の検討委員会の中でこれは進めております。まず体育館の近くのスポーツ広場の中でも多目的な芝生広場、国頭村にあるような正式な野球場、あるいは陸上競技場は設置できないんですが、それぞれに対応できるような多目的広場として整備していく計画であります。そのあたりも実施計画の中でどういうものができるかというものも検討はしていきたいと思っております。ウォーキングコースであるとか、ジョギングコース、そのあたりも兼ね備えるように検討はしていきたいと考えております。またパークゴルフの話とかもありましたが、結の浜が適当なのか、あるいはほかの場所でそのあたりが対応できるのか、そういうことも含めて総合的に判断していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 大城佐一議員の質問にお答えします。

沖縄県自体が長寿県ということでこれまでとらえられてきていましたが、実際沖縄県の中で各市町村を比較すると、現実的には大宜味村はトップではない状況がかなり前からあったのは事実です。それで数字的にはちょっとあらわれにくいことなんですが、高齢者、80歳、85歳以上の方の村内の状況を見ると、間違いなく元気な方が多い状況です。今、長寿の引き下げる要因というのが65歳以下の問題があると思われています。特にこれも大宜味村に限ったことじゃなくて、県全体的な傾向は同じ傾向なんですけど、食生活の乱れ、運動をしない、健診を受けないということが多いものですから、村としては特定健診を徹底的にしてもらおうという考え方と、この特定健診の結果に基づく特定保健指導を、これを徹底していきたいと思っております。ただ特定健診の中で、やっぱり来てもらいたい方が健診に来ないというのがかなり多くて、そういった方々がどういった状況かと見てみると、健康保険税とかの未納者とか、仕事に就いていないとか、生活が危機している方々が健診に来ないというのが非常に多くて、こういった中で、やっぱり病気が悪化して初めて病院へ行くというのがかなり多いものですから、平成25年度については、特定健診の徹底と、保健指導の徹底、それと現在、職に就いていない方もかなり多いものですから、そこら辺の調査も含めて、その地域の中でどのようにしていくかを、今回、社会福祉協議会と一緒に平成25年度はやっていく予定です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 大城議員から交付税の件でありましたけれども、交付税の減は確かにあるかと思いますが、現在、私どもでどれぐらい減になるかということは試算しておりません。確かに4校が1校になるということは、それだけ消耗品とか維持費とかが減るかと思いますが、極端に減少するということは今私のほうではないと思っております。もしまた明確な金額がほしいようでしたら、後ほどまた返答させていただきます。これで終わります。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 体育館については、私もこの体育館の整備自体は大賛成なんです。大宜味村にもこういった施設ができるということは前から、議員になった時期からこれは1回要望したことがあります、施設整備ということですね。その辺はなぜ、これは体育館の整備を入れたかということ、今、課長は教育委員会のものとは別だと。私も思うんですが、要するに学校関係の施設と村民、これはまた次の質問で出るんですが、村民が使うところは別のほうがいいと思います、いろいろな面で。だからこの体育館の整備もいいんですが、交流広場をぜひ、課長が言っているみたいにスタンドができるような

ああいう建物じゃなくて、広っぱで陸上、野球、サッカー、いろんなことを村民ができる施設、その辺の整備を、検討委員会もあるということなのでぜひお願いしたいと思います。あとパークゴルフ場の件も、正式な18ホールじゃなくて、簡単なハーフ、5ホールでもいいし、簡単に遊べるような、子供たちと一緒に家族がちょっとした時間を利用してできるような施設でもいいんですよ。その辺も考えていただくようお願いしたいと思います。

健康福祉村については、今、年齢的なことを言っていたんですが、沖縄県が長寿県ということだったんですが、現に道の駅に長寿日本一という碑も大宜味村にあるわけなんです、課長ね。ちゃんとあるわけなんです、長寿日本一と宣言しているわけなんですから、宣言したからにはそれに基づいて、いかに健康福祉村をつくるか。その辺の対策、特定健診の受診率をアップさせてやっていただきたいと思います。これは私が区長時代に、課長もそのときは係長だったと思うんですが、塩屋の公民館で月1回、保健師、栄養士が夜ですけどもね、仕事終わった後に御足労してもらって健康教室を開いていましたよね。その中で集まった方々についてはほとんど運動をやらないといかんとか、こういう意識が芽生えていたんです。それから急になくなったものだから、何もやっていない状態なんですけれども、そういったことをまず、こういった運動をしなければいけないと意識づけをさせるような対策、また案も出してもらって、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

あと財政面ですが、4校から1校に、大して減らないという話だったんですが、これは単純計算して4,000万円から、1校になれば1,000万円ということで相当減るわけなんですよね、単純計算ですよ、これはね。学校は1校になります。学級は幾つになるかわかりません。生徒の数はどれぐらいあるかわかりませんから、そこを計算しないでやるわけですから、単純計算して半分でも2,000万円。2,000万円以上は落ちるわけなんです、単純に計算してもですね。その辺のことも踏まえて、これから検討していきたいと思います。参考に、ある市町村の教育長は、こういった交付税がおける限りは、私が教育長である限りは絶対統合しませんとはっきり言っている教育長もいらっしゃいます。いろんな財政、交付税の件に対してですね、そういう方もいらっしゃいます。

そこら辺について、最後に村長だけでこの3つの全体的な方針についてお伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の御質問あるいは指摘についてでございます。

先ほど学校統合の話の中で、子供目線という話も出ていたんですけども、これはあくまでも検討委員会の皆さん方や教育委員会としては、ここを非常に重視していたんじゃないかと私は理解をしています。子供の目線から統合が必要じゃないかという感じを、私はその委員会であったんじゃないかと理解をしています。またただいまの財政の面については、先ほど財務課長からあったように、具体的に財政の中での検討は、これからしっかりやらなければいけない部分でございますので、今後の検討にさせていただきます。

○ 議長（金城 勇） これで平成25年度施政方針についての質問を終わります。

次に大宜味村立学校適正化総合基本計画（案）について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 次は、ちょっとのどがかかれていますので、失礼ですが、聞きづらいところもあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

大宜味村立学校適正化総合基本計画（案）について。

大宜味村立学校適正化総合基本計画（案）の作成による統合計画についてお伺いしたいと思います。
まず1点目に、小中共用施設について。グラウンド、体育館、図書館、プール、これについては別に問題ないのか。この学校小中学校一貫になることによっていじめの問題も出てこないのか。その辺ですね。

2番目に、送迎について。スクールバス等を出すという話なのですが、この案の中に、ある地域を除いてスクールバス、このある地域とはどこなのか。

あと3番目に、これは東日本大震災以降、高台に移設が高まっている中、なぜあえて海のそばにつくろうとしているのか。まずはその3点からお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

ただいまの質問は、基本計画案ということでありました。教育委員会としましても、素案、案については想定される事柄をいろいろ検討して、例えばという話でいろいろ村民の方に提供させてもらってきたところですが、現段階では、基本計画はもう決定しました。決定しまして、この具体的な個々の問題については、今後、課題をクリアするための組織、推進協議会みたいなものを立ち上げて、そこで具体的に議論されることになると思いますので御理解をお願いしたいと思います。

スクールバス等の件についても、案、素案の段階でいろいろ説明しましたので、今回決定していますので、この件については平成25年度に入って、検討委員会等で話し合っていくこととなります。これは後ほど課長のほうから答弁させたいと思います。

なぜ埋立地になったかということについても、最終的に教育委員会のほうでそのほうがいだろうと、総合的に判断してその位置に移転開校ということになっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） スクールバスの送迎についてのある場所というのはまだ限定はしていません。実際にこれから、今後話し合いを持って決めていきたいと思いますが、基本的には小学校でおおむね4キロ以内、中学校で6キロ以内が徒歩での適正規模だと考えております。その中である地域という部分については、今後話し合いを持って決めていきたいと。例えば中学校においては自転車通学なり、小学校においても徒歩での通学圏内であるのであれば、そこについてはスクールバスを出さないような方法があると思います。現段階での基本的な考え方としては、先ほど申し上げたおおむね4キロが小学校、中学校においては6キロという設定をしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの件ですね、もう統合を決定したということなんですか、もう決定したということは。その中で、この共用施設について何も答えていないものですから、共用施設ということでふぐあいが生じないのかということなんです、小学校、中学校。あなたたちの案の答弁書、クエスチョンが小中共有施設で、小中別々に体育的活用ができるのかと質問にあなた方、何と書いてありますか、これに。教育課程内で行われる中学校の活動が原則優先されると考えますと。スペースの有効利用、中学の休部などを活用し、可能な限り小学生のクラブ活動について使用できるように運用する。これは小学校はクラブ活動するなという意味ですか。あなたたちは説明会で何と言ったの。統合したらあれもできます、これもできます、みんないいことだらけ。これ何ですか、これ。

あと2番目、これは送迎、ある場所ははっきり言います、これは塩屋だと思うんですけどもね、あなたたち塩屋の住民説明会で何と言ったの。ちゃんと送迎はやります、これは心配ありませんということをはっきり言っています。今、小学校が4キロとか、中学校が6キロとか、これは前からわかっていることなんです。何でこの説明会の中で4キロ内では歩いて行かなければいけないとかははっきり言わなかったのか。悪いのはみんな隠して、早く統合させるためにいいことばかり説明して、美辞麗句、本当に飾り物じゃないか、この案というのは。どうですか、これははっきり言って。これは納得しませんよ。

あとあえて東日本大震災以降、高台の移動が高まっている中に、なぜあえて海岸線への移動を強行しようとしているのか。この心情がわかりません。あえていえば、大宜味村学校の望ましいあり方検討委員会会議録、第1回、もうすべてうそだらけの検討委員会の議事録なんですけど、その中で、あなたが課長時代に何と言っていますか、これで。中学校において生徒数が減少する状況で、移転計画は県への説明が難しいと言っているんですよ。ちゃんと議事録に残っています、これ。中学校の移転だけができなから、小学校も巻き込んで一緒にやればできるんじゃないかという、こういう発想じゃないのか。なぜ危険なところにわざわざ移転するのか。小学校、中学校は切り離してください。小学校を巻き込んで中学校の移転ができなければ、もう少し考えて、努力してやりなさいよ。あなた方、複式学級解消のために県の教育長に何回会いに行ったのか。本当にもうこれを見るとやりきれないことがいっぱいあります。住民説明会、校区説明会、いろいろありますけれども、あなたは大方の方が賛成していると、そういう発言を常々やっていますが、この大方の賛成者というのは何名ぐらいのことを言っているの。これは聞いたんですが、説明会へ行った中にも反対だけど、意見が言えないと、言えない立場にあると、この教員の中にもいます。統合は反対しますと、はっきり言っている人もいます。先ほど村長の子供の目線に立ったということも言っているんですが、あなたたちは子供の目線に立った検討をやったことがあるのか。みんないいことだらけで書いて、住民にはうそだらけの説明をして、これをどう思うか。いいですか。これはちょっと話が長くなりますが、いい新聞記事を見つけたのでよく聞いてください。これは毎日新聞2012年10月3日、東北の福島県民の健康管理調査検討委員会の秘密会議ということで出ています。これはどういった内容かという、このがんの発生と原発事故に因果関係はないということ、これはみんながこの検討委員会を前もって秘密会議しているわけなんです。あのころがんとこの因果関係はないという共通認識とした上で、本会合の検討委員会でのやりとりを事前に打ち合わせていた。もうこれは検討委員会は公開になっていたんですが、公開の場ではちゃんとシナリオを書かれて、シナリオのとおり、委員も答弁、この因果関係はないという答弁をされるということは、毎日新聞、なぜこれと言ったかという、あなたたちと全く一緒なんです。大宜味村のあり方検討委員会、第1回の議事録。これは事務局、友寄さん、あなたね、今の教育長。今の状況は委員長から現況はどういうふうに行っているかということを知れば、全体的に見て小学校の統合は必要ではないかと、あなた言っているんですよ。統合やりなさいとか、統合の議論をやりなさいとか言っていないと言っているんだが、ちゃんと議事録に書かれているんですけどもね。その中で一番問題なのが、先ほどのあの福島の毎日新聞と同じような、やりとり全く同じ。いいですか。委員、統合すべきではないか。そうするために資料をそろえるべきではないか。委員長がこの検討委員会ではまず小学校の統合について考えていくということになるかと思います。大きなビジョンは考えずに、統合がいいんだという方向性を出させて、地域で話し合いをして、懇談をして、これで走りましょう。全く同じやり方じゃないですか、福島原発の検討委員会と。全く同じですよ。住民には統合するようにおだてて、雰囲気をつくらせて、その中でやって

いくと。そういうことをどう思うのか、本当に。これは大宜味村の教育委員会ほうそつきだらけなのか。これから大宜味村の子供たちを育てていくために、大宜味村のトップがうそついていいのか。あなたは、教育長は答弁の中でも検討委員会に出したものは、すぐには反映させないと答弁していますよ、前回。検討委員会でできたものを、反映させるものではないと、こう言うおきながら、あるときはまた、あり方検討委員会の案だから、これはすぐやりましょうと。案の定、去年7月にできて、8月からすぐ説明会を行っているじゃないですか。ああいうときはこう言う、こういうときはこう言う、こんな意思疎通のない発言はしないでください。やるんだったらやるで、ちゃんと意思を通してしなさい。この議会の議事録はあなたたち教育委員会みたいに改善はしませんよ。自分の答弁もちゃんと読んでちゃんと説明してください。その辺についてどう思いますか、教育長。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの件なんですけど、教育委員会としましては、この統合計画とかについて何も隠すとか、うそをつくとか、そういうことはありません。できるだけオープンにして、この事業計画がどのように想定されるのかということのをあらゆる角度から検討して、いろいろ例を示したりして、そしてその中から住民の意見も聞いて、教育委員会の考え方をまとめて今回決定という形になっております。

あと1つつけ加えさせていただきたいのは、これは決定です。今年の2月14日と25日の2回にわたる教育委員会会議において、小学校の統合を決定して、中学校も移転することを決定しました。御存じのように教育委員会というのは、私、教育長だけの考えで教育行政を進めているわけではありません。5名の委員による合議体です。私がどうこうしたいと思っても、教育委員会に諮って、理解を得られないことには推進できませんので、今回の件について、教育委員長だけの考えではありません。5人の合議体による決定でありますので御理解を願いたいと思います。

中学校の生徒数の減少だけで移転はできないという話ですね、これについてはその当時は県の、ちょっと記憶ははっきりしませんけれども、県のほうに行って、生徒数の減少だけによる移転というのは説明が厳しいだろうというのを聞いて、それを委員の皆さんに説明した記憶がございます。ただこの計画を進めるに当たって、素案の段階で検討委員会もあるんですが、当時の考え方は当時の考えでありまして、いろいろ議論していく中でいろいろ練り上げて、当初の考え方とまた現在の考え方が違ってくるのは当然想定されることだと思いますので、当時は当時の状況があってそのようなことも言ったかもしれませんが、いろいろ話し合い、あるいはまた調査を進めていく中でよりよい計画をつくるために考え方というのも変わりながら計画のほうは進めていったという状況であります。

県の教育長にはお会いしていません。ただし施設課、担当部署のほうへは何回か行って話を聞いてまいりました。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 本当に私から主にはこの決定、このやったという心がしれません。なぜそう急ぐのか、これはこういうことも中教審の審議の中で、通達で、学校規模を重視する余り、無理な統廃合を行うことは避ける。小規模校として残し、充実させるほうが好ましい場合もある。住民の理解と協力を得て進めるとしていました。しかし近年は、この通達を無視した一方的な統廃合を横行している。大宜味村も全くそうであります。こういう住民を無視した強硬手段で統合するというので、本当に大宜味村の教育がよくなるのか。子供の意見も聞いたことがあるのかということなんですけど、先月、これ見

ましたか。統合による自殺者、小学校5年生。大阪のほうで出ています。これに何と書いておられますか。統合の閉校式が5日後に迫ったときに、この閉校式の練習をしている中で、教師から団結が足りない、きっちりやりなさいと注意された。みんなそれぞれに思いがあるのに、団結なんてできないと小学校5年生の子は言っているんです。帰宅してお母さんに不満をぶちまけて、翌日、学校に行って、自分で一人一人生徒に聞いて、この統廃合について口頭でアンケートをとった。全員が統廃合に反対した。その日の午後、塾に行くと言って、おじいさんと駅に向かったわけですが、この児童は。そしておじいさんと別れた後にホームから飛び込んだわけなんです。飛び込んで自殺したわけなんです。残された用紙にはアンケートの集計結果と、1つの命と引きかえに統廃合を中止してくださいと。どう思いますか、これ。小学校5年生ですよ。今の状況を見ると子供の意見を無視した統廃合になると思うんです。

あと津波対策、本当にあなたたちはシミュレーションできているという返答だったんですが、デスクワークだけのシミュレーションと、実際現場に来たときのシミュレーションとは違うんじゃないかと思うんですが、これは先ほどいろいろ質問があったんですが、遡上高がこちらが5.3メートル。しかし八重山で起きた明和の大地震、あれは遡上高34メートルなんです。東日本大震災よりは高いわけなんです。こういうことも想定していろいろ吟味しながら進めていかないと。そして避難場所はマーランガーと言っている。これは山だからすぐわかりますよ。だが地震によってこっちが崩れた場合はどうなるのか。そういったこともシミュレーションされているのか。遠く離れた糸満の方からも、この埋め立ての統廃合を疑問視、やりますとこれは去年8月21日に声の中に投書されているんです。この中で大宜味村教育委員会の答弁があれば、返事をお願いしたいということを書かれているんですが、これ読んで返事されたのか。沖縄市の方も海岸線には、危険なところにわざわざ持っていくのはどうかという、こういう意見がたくさんあるんですよ。そこをもう少し考えないで、もう平成28年度に決まったから統合しますと、あまり拙速じゃないですか、これ。大拙速ですよ。本当にこれは、さっきの福島県の検討ありきの検討委員会。沖縄県にはオスプレイ配備の強行、配備ありきのオスプレイ配備、大宜味村では住民無視の飾った住民説明会の統合ありきの説明会。こういう言葉が本当に似合っていますよ。合っていますよ、また。もう少し、この統合については本当に、たくさんいろいろ課題があると思うので、その辺をじっくり考える意思はあるのかなのか、その辺も答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 先ほど県外で統合に関して自殺者が出たことに関しては大変残念に思います。大宜味村とは一概に比較は適切ではないかと思いますが、村としましては、子供たちが中学校に行くときにも中1ギャップがないように日ごろから交流を盛んにしております。例えば総合学習、あるいは各種大会、PTA主催による球技大会等を通じて、村内の生徒がお互い理解し合えるような、そういう場を設定して中学校へスムーズに入学できるようにという対策事業というのは今とっております。小学校が統合した場合も、いきなり統合ということになれば、やっぱり子供たちの負担も大きいかと思うので、そこら辺はまた後ほど組織にゆだねて、子供たちが負担を感じないようなシステム、いきなり統合じゃなくて、事前に子供たちがお互いが理解し合えるような、そういう場を設けて、不安を取り除き、スムーズに勉強できるような、そういう対策は十分とっていかねばならないだろうと思っています。

そして津波対策なんですが、確かに埋め立てということで、非常に津波に対する心配も大変ありましたけれども、やはり総合的に判断して、メリット、デメリットとして、完全に危険を除去するということは非常に難しいので、少しの危険性はちょっと考えるかなと思うんですが、総合的に判断して、メ

リット、デメリットも判断して、総合的に勘案して現在のところがいいだろうということで、教育委員会議のほうで決定させてもらっております。

そして新聞等に返事はしたのかということで、ちょっと内容を確認できていなかったのもので返事は出しておりません。

そして今後、考える意思はないのかということなんですが、これも先ほど私が申し上げていますように、教育委員会議というのは教育長1人だけで教育行政を進めるわけではありませんので、5名の委員がいますので、その中でいろいろ相談、議論しながら進めていくことになりますので、現段階で私が計画を見直す考えということは申し上げられません。いずれにしても、教育委員会、事務局としましては、教育委員会議で決定したこの基本計画を、それに沿った形で事業計画を推進していくのが、私たち事務局の務めだと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。ちょっと言い忘れたものがありましたので、ぜひ言いたかったんですが、あと3点ぐらいですね。前回の答弁の中で教育長は複式の解消について、私のほうから特にどうということは、今のところは言えない状況にあります。これはあなた、教育長なんですよ。教育長じゃないの、教育長でしょう。だから今みたいな、きょうの答弁はみんな逃げの答弁。みんな検討委員会何々、自分の意思もはっきりしない。どうですか、あなたが教育長になる同意案件のときに質疑したんじゃないですか、私。こういう二股かけるようなことでは、大宜味村を担っていく教育長になれませんよとはっきり言ったんじゃないですか。本当に二股かけるような教育長になっております。今現在は、これ1点。

あと1点は、この統廃合について、11月の末、あなたたち福島県に統廃合についての現地調査をやっていますよね。これはなぜ福島なのか。福島と大宜味とは気候も違うし、文化も違うし、人柄も違うし、食生活も違うし、これは何なのか。理解できないんですが、統廃合のために福島を調査したというのは、これは現地調査自体は私は否定しませんよ、いいことです、この現地調査は、いろいろ見て。これがなぜ福島県なのか、本当に妥当なのか。近くにいっぱいあるじゃないですか。宮古ではこの適正化基本計画案をやり直しと決まっていますよね。去年の6月12日に計画見直ししています。この前は浜比嘉、これは統合してからの中で、やっぱり子供たちがいなくなって、文化の継承もやりづらくなったと、統合してから。そういう疑問も出てきています。

そしてあと1点、あなたたちが私の質問に久志のものは参考しないと一言いながら、参考した久志緑風学園の実態、今、ちょっと話を聞くと、統合したんだけど、小学校のものがみんな行事も減らされて後回しになるという父兄の不満が出ているという話を聞きました。そういったことについてどう思うのか、最後をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 複式の解消について、いろいろありましたけれども、私、再三申し上げておりますように、その当時は当時でそういう思いもあったんでしょうということで、議論を重ねながらですね、これが本音ですので、御理解を願いたいと思います。

それから福島県西会津町に視察へ行った件ですが、ちょうど西会津町が今度4月に5校あった小学校

を統合して、1校になりまして、町内1中学校、1小学校ということで大宜味村と非常に似ていると。通学スクールバスも動かしているところで、福島県を調査して行く必要があるということで、大宜味村と似通っているところがたくさんありましたので、福島県のほうに調査に行かせてもらいました。

それから久志の件ですが、久志小学校、中学校はあれは一貫校でして、大宜味村では一貫校は目指して、現段階で一貫校は考えていないというスタンスです。これについても今後、いろいろ議論してどのような学校の形態に持っていったほうがいいかは、地域の皆さんとまた検討していくことになるだろうと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後12時25分）

○ 議長（金城 勇） 再開します。

（午後 1時40分）

◇ 新城一智議員

○ 議長（金城 勇） 次に防災、減災対策について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では防災、減災対策について一般質問をさせていただきます。

平成23年3月11日、きょうである未曾有の災害と言われた、千年に一度と言われた東日本大震災から丸2年がたちました。また去年は、相次いで襲来した台風による大災害、それを踏まえて村としてどのように防災、減災対策を考えているのか、まずそれから伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいまの新城一智議員の御質問にお答えいたします。

国民が東日本大震災の経験から津波対策については、地震の揺れが大きく、長いときにはすぐに高いところへ、そして海岸線より遠くに避難することが鉄則だということを教訓としているところです。また公的対策では、インフラ整備における防災対策のみでなく、日常的な取り組みとしての減災対策が重要視されています。生活環境や産業振興の道路等整備の際には、避難所、避難経路を考慮した整備が重要であることも認識しております。そのために関係機関と連携をして対応してまいります。大宜味村の具体的な避難の取り組みとしましては、昨年度、今年度にかけて、災害時における避難経路と要援護者支援分担及び日常的な安否確認等、地域支え合い体制づくり事業、要援護者支援台帳整備と、災害時における要援護者対応マップを作成し、各区における具体的な取り組みを推進しております。昨年の台風による土砂災害対策については、沖縄総合事務局の絶大な御支援があり、県内で初めて沖縄総合事務局長と災害時の情報交換及び応援に関する協定を締結しました。災害復旧事業についても国、県の迅速な配慮をいただき、現在、鋭意執行しているところであります。今後起こり得るさまざまな災害に対して、あらゆる事態を想定し、個別事案への適切な対応をし、安心、安全な村づくりを行ってまいります。今後とも国、県の大宜味村における防災、減災対策の協議と支援を仰ぎながら、防災、減災対策を進めて

まいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長から今、防災、減災対策の村としての取り組みについて御紹介ありましたけれども、午前中にも同僚議員のほうから、避難についてのお話も、ほかの話も含めてありましたけれども、総務課長がそのときにも、防災計画の実直し、きょうの新聞にも載っていましたが、2014年になっているというところで、取り組みが本当に遅いんじゃないかなど。本当はいつ何時起きてもいいような、本当にいつ何時起きても、今起きてもおかしくないような時期に入っていると専門家もおっしゃっているとおり、緊急にというか、東日本大震災を教訓にそれを生かすためにスピードをもっと速めてやらないと、防災計画の見直しが先で、その次からいろんな避難経路を含めてその対策をとって遅いんですね。まず地域は、その東日本大震災から防災意識については、各字でも相当な認識をされていると思います。そこでその防災計画は村がつくるわけですが、いろんな検討を重ねてつくるわけですが、地域における自主避難態勢づくりには、やっぱり地域の人がよく地理的にも効率的な避難場所も知っているわけです。だからそのためには、防災計画をつくる前に、各字の、例えば総務課長は前に10メートルの津波を想定するという答弁もありましたが、海拔を例えば30メートルとしましょう。30メートルのところ緊急的に避難できるには、どういう経路があるのかとか、地域にしかわからないところがたくさんあると思います。そういう具体的な指示を出して、区長を中心として、例えば大宜味村の職員の中には各字出身の職員もいらっしゃるわけですから、そういう職員たちを代議委員会、あるいは区の何か防災の集まりに派遣して、そういう各区の考え方を集約して防災計画と整合性をとって事業を進めていくということも大事だと思います。また12月に一般質問でも当初予算の件で、私の思いは、そういう安心、安全の村づくりのための予算が計上されているのかなと思ったら、重点施策を見てもそういう予算は全く入っていません。ここに資料として、一括交付金は一括交付金の、各市町村の事業計画が載っています。隣村でいくと、国頭村も東村も防災の避難経路整備についての事業を取り入れているわけです。大宜味村はなぜそれが無いのか。また結の浜も企画観光課を中心にいろんな事業が進められようとしていますけれども、やっぱり安心安全を守ってこそそこに誘致した企業も、今は団地もありますけれども、ここを利用する方々が本当に何かあった場合には、ここに逃げたら安全ですという、そういう整備のほうから先じゃないかなと思うんですけれども、まず聞きたいのは、なぜ緊急的な、教訓を生かすという前提であれば、早急にやらないといけないような事業を今年度盛り込んでこられなかったのかと。今後、結の浜も含めて、避難経路について、例えば各17字、部落ですね、代議委員会あるいは区の常会ですか、そういうところに職員を配置しながら、そういう聞き取り調査、避難経路がどうなっているかの実態の把握をやるのかどうか。やってもらわないと困るわけですから、ぜひ村長が指示していただければ、そういう事業もスムーズに進むと思いますので、その辺を伺います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの新城一智議員にお答えいたします。

まず新年度予算に緊急的なことであるのに、防災関係の事業について予算化されていないということですが、この件ですね、今回の、平成24年度で計画しておりました防災計画の見直し、それを継続していくということです。ということは、今、県の防災計画の中で見直しとか、いろんなデータとか、そういったのが随時発表されてくるんですけれども、はっきり言いまして、専門的な、技術的な部分で、市町村としてまだ弱いところがあるものですから、その辺、専門的な業務ができるような状況をつくら

なければいけないと思っております。そういったことで考えまして、防災計画をまず検討していこうということがありまして、具体的に避難所とか避難経路の整備についてはまだこれから検討していかないといけないんじゃないかというようなことで、予算には至っていないということです。ですけれども、ぜひ今後、やっぱり緊急なことだということは承知しておりますので、早急な対応をしていきたいと考えております。

そして防災計画の見直しで区の状況の調査とか、そういったことは前の一般質問の答弁にもありましたとおり、やっぱり計画をつくるとしても具体的に村民の行動が伴わなければ計画自体は余りいいわけではございませんので、そういった意味で、ぜひ村民が動ける防災、減災の行動といたしますか、そういったものをするためには、やっぱり住民の意見を聞いてつくらないといけないと考えておりますので、ぜひそういった調査等については、区への職員の派遣とか、そういったことも検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 検討はいいですけれども、検討は大震災が終わった後からそういうのは教訓にするということで、村民の意識の中にも、もちろん役場の対応としても、緊急な課題の一つだったはずなんです。だから防災計画の見直しは見直しとして、計画の作り直しも、事業を入れるにしてもそれがもたなくなってくるはずですからそれは必要だと思いますけれども、いつ起きるかわからないものに対して、急にどこに逃げなさいという、何らかの、例えば塩屋なんかでしたら中山公園とか、ハミージュとかあるんですけれども、大体各部落その辺、区民も含めて把握していると思うんです。そこが海拔、いわば10メートルが最大の津波を想定した場合に、じゃあどれぐらいの海拔があれば安全に逃げられるのか。また地盤にもよりますけれども、どういうところに待機所をつくったほうがいいのかというのは、地域でしかわからないところが多いと思います。これは役場の中で、机の上で仕事していても、なかなかそれは把握できないところもありますので、これはもう4月の区長会でもそういう組織づくりを早く進めるような形で、村長のほうから強いメッセージを出していただいて、避難経路をどう整備する、どの避難経路を整備させたいのかとか、避難所、避難待機所をどの位置に持ってきたらいいのかというのは各部落でしかわからないわけですから、その辺の把握を早目にやっていただきたいと思います。それがひいては大宜味村に行き交いするといいますか、観光客だとか、エコツーリズム関係だとか、また58号を通っている車で移動している方々とか、そういうのも近い将来、大宜味を通れば、どこどこに逃げたらいいですよとか、そういう細かいところまで整備していく村当局としても義務があると思います。またそれは村民全体で協力していく、村民にも責任があると思いますけれども、みずからの命はみずからで守るとというのが原点ですから、何らかの、どこに、どのように逃げれば、どういうところがあって、ここは安全ですよという共通認識を持てるような避難所、避難経路をつくっていかないといけないと思いますので、その辺村長、強いメッセージを区長会通して、村民に呼びかけるということはどうですか。できないでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問というか、提言ですね、前向きに、具体的な提言がございまして、それはおっしゃるとおり各地域の実態は地域の人々が一番詳しい。それを我々は集約しながら、地域の各区長を中心としながら意見交換の場をつくるかということも考えながら、ぜひ意見を集約して、その図面というか、絵といいますか、そういうところに向けた取り組みをしてい

きたいと。4月の区長会でのお願いが具体的にできるかどうか、ちょっとはっきり今答えられませんけれども、その方向で進めていきたいと思ひまして、地域の協力とお互いに整合性を保ちながら進めていきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 議長ありがとうございます。

ぜひ、これは本当に緊急に取り組んでいただきたい課題ですので、見直しも2014年度ということなんですけれども、今年度きちっとした、各字、部落含めて、結の浜も。あれは陸橋が何かつくらないと、緊急時には避難経路の確保も、国道が横断していますので、慌てて、車の往来も激しくなったら、やっぱり人の移動というのは安全も確保しながらの移動が一番いいことですので、その辺も含めて、とりまとめて、来年一括交付金がどうなるかはわかりませんが、そういう事業が活用できるんだったら、来年の一括交付金に向けてその事業をとりまとめて予算化していただきたいと思ひます。

あと減災については、主要道路が今度、結構生活道路が崩れました。その崩れた原因についてもいろいろあると思ひます。道を、農道も含めて走っていると、木が大木化して、それが強い風に揺られて、根が動いてすべるケースだったりとか、もともとの地層が悪いところとか、やっぱりたくさんそういう原因があると思ひます。大木化している土砂崩れになるような、要因の箇所の大木化した木をある程度伐採するとか、枝打ちするとか、いろんな減災も考えられると思ひますので、そういう対応も含めて建設環境課も、産業振興課も、企画観光課も含めて、各課でそういう調査をしながら事業化していただきたいと思ひますので、その辺の答弁をいただいて終わります。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質問ですが、本当に緊急な課題というか、急に整備しなければいけないということで進めていたところです。それで現行の村の防災計画を、3・11の教訓に基づいて見直していきたいということです。具体的な減災についても、やっぱり全庁的な取り組みの中で、本当に村民が安心して暮らせる村づくりということの原点として、全庁挙げて取り組んでいきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） それでは新城一智議員の質問で、道路整備関係でどういう計画というか、対応としてのことを述べたいと思ひます。

村道事業としましては、新年度予算には計上されておられません。国の補正予算の中で道路ストック総点検費用ということで、補正のほうに上げておられます。これは国の事業絡みで、村も新年度ではなく、補正で上げてくれということで、そういう条件がありまして、私たちとしては平成25年度の事業ということで、メインとして取り上げていこうということでやっております。これにつきましては、道路のすべての面で、これまでは橋梁の橋の構造とかを長寿命化計画ということで調査してきましたが、今回、総点検ということで道路の路面とか、それに付随する構造物、それからのり面、上部の状況をそういったものを専門の業者に委託して、今後、減災につなげるような、今年度の想定外の災害の発生、そういった状況を少しでも減らせるようなことで点検いたしまして、今後、点検の結果によって年次ごとの整備計画を作成して、事業化につなげていこうということで今予定しております。

○ 議長（金城 勇） これで防災、減災対策についての質問を終わります。

次に指名競争入札等について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では続いて指名競争入札等について、質問させていただきます。

現在、指名競争入札について、この指名業者の選定の方法、基準はどうなっているのか。また指名競争以外での入札、一般入札とか随意契約とかあるんですけども、これは契約ですね、入札に関してお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問にお答えをいたします。

指名業者の選定の方法については、大宜味村建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規定、これは平成13年3月15日訓令第1号、それに基づき選定をしております。工事については1,000万円以上、設計管理については300万円以上を対象としております。建設工事等については工事施工能力基準に従い、格づけされたものの中から担当課において、村内業者からあらかじめ5社以上を推薦し、選定委員会において経営及び信用状況、手持ち工事や技術者の確保等を審査し、選定しております。村内業者において、工種登録がされていない工事及び設計管理については村内出身者の経営する会社から、同種実績の有無を散策して選定しています。指名競争以外での入札については、政令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、2社以上から見積もりを聴取して随意契約を行うことができますが、緊急性が高い場合のみ随意契約を行い、基本的に指名競争入札を行っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長からも答弁がありましたけれども、指名の基準、村内の出身者ということであります。前に当局からもそういう選定等の資料もいただいて、参考にはなるわけですけども、これは土木建築だけのもので、例えばこの工事の裏には、やっぱり設計委託業務、コンサルタントとかあるわけですよね。それも村内の出身の方々が大体選ばれているんでしょうか。この選定基準がきちっと明確にされているんですか。もしその辺を確認できるんだったら教えていただきたいと思います。

村内業者会はあるんですけども、土木建築について、電気も管工事も含めてあるんですけども、特に電気関係、結の浜にも今度何社か入っていますけれども、そういう業者も村内にないような業者であっても、村内出身の方々が役員とか社長を務めておられる会社が優先になっていると思いますが、それで、そういう解釈で間違いないですか。2点について、選定基準とそれが明確にされているのかと、村内業者以外の業種、大宜味村で発生する工事に対する業種ですね、電気関係とか。そういう方々は村内の出身者になっているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 参事兼総務係長。

○ 参事兼総務係長（大嶺 実） ただいまの新城一智議員の質問にお答えします。

まずコンサルタントの基準でございますが、実は村内にはコンサルタントを経営する本社はございません。支店はございますけれども、選定基準としてはうちの選定委員会の内部資料によります。うちの委員会で決めたことがありますけれども、まずは村内出身者の社長とか役員等を優先に指名させていただいております。それと技術者の有無とか、手持ちの設計等の件とかいろいろありますよね。その数とか、総合的に判断してコンサルタントの指名を行っております。

続きまして電気、管の指名でございますけれども、今は村内に電気工事ができる会社は4社しかおりません。管工事におきましては9社おりますけれども、電気の場合は4社しかおりませんので、Aクラス2社、Bクラスが2社だったと思いますけれども、選定の指名の数はなるべく5社以上ということで規則がありますので、5社以上を確保するために名護とか、近い村内出身者のところを指名を行って選定しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村内出身で指名しているという。これは基準として正式に、その選定委員会の平成13年3月15日に設定した選定委員会の要綱の中に、まず優先順位を村内出身者、あるいは村内の業者、あるいは村内に事業所、営業所を置いている会社、例えば最近では、ふるさと納税とか、よく副村長と議論するときもあるんですけども、これを掲げているところもあるんですよ。ふるさと納税をやっている会社かどうかというのを。その辺きちんと整備されているのか。そうじゃないと選定委員会で委員が変わるたびに、業者の選定などもかわってくると、基準をちゃんとつくっておけば、だれがなくてもそういう基準のもとに判断できるわけですから、その辺を含めてどうなっているのか。もう1回確認させていただきませう。これは村内でこれだけの工事が、今度は入札できない、またやり直しという、これは業者の代理人とか、技術者の関係もあったんだらうと思いますけれども、ふるさと納税、財政をつくるにも、村にとっては使い勝手のいいお金になりますので、そういう基準をきちんと設けて、ぜひそういうものを対応していただきたいと思います。中には、確かな話ではあると思いますけれども、ある市ではふるさと納税を目標掲げているんです。例えば3,000万円だったら3,000万円。そういう活動をしている自治体もあると伺っています。これは言うにあれですので、後で雑談の中で話して、委員会の中でも話していきたいと思いますが、やっぱりあるんですね。ここに資料としてあるんですけども、その指名業者の選定基準ということで、いろんなところの自治体のものは必ず村内の出身者、村内に事業所を置いているところ、あるいはそのふるさと納税を行っている会社とか、その優先順位がちゃんとつけられていて、基準を設けられているので、その辺も含めて、ぜひそういうのは書き込んで、だれが見ても基準の中に優先条件としてあるよということが見られるような整備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 参事兼総務係長。

○ 参事兼総務係長（大嶺 実） ただいまの質問にお答えします。

今の件なんですけれども、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定の第9条の中には、選定上の留意事項とございます。まず1に、経営及び信用の状況。2、当該工事施工についての技術的適性。3、手持ち工事の状況。4、保有機械の状況。5、その他当該工事についての適否とありますけれども、今、一智議員がおっしゃるように、ふるさと納税とか、そういったのが規定のほうには明確に示しておりません。そのあたり総合的に、今後、規定の一部改正を検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。

ぜひ、本当に村内の事業者も含めて、村内出身の方々と、やっぱり大宜味村の将来のために、村内で

発生する公共工事ですので、そういう効果を村内の共有の皆さんがもし、技術的にもそういう業者があるのであれば、そういう基準も設けて、ぜひ積極的に指名して、またいっぱいふるさと納税もしてもらうようなことも働きかけていただきたいと思います。それはひいては大宜味村にもそういう規定が設けられたら、自然と事業所もふえていくでしょうし、ふるさと納税する、ほかの出身者以外の業者も、大いに寄附金を大宜味村にやっていただけるような企業も出てくると思いますので、ぜひその辺はしっかりとした基準を設けていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村立学校適正化総合基本計画（統合）について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 大宜味村立学校適正化総合基本計画（統合）について、一般質問させていただきます。

平成25年度村長の所信表明にあります大宜味村立小学校の統廃合及び中学校の移転を平成28年4月開校目標とする事業計画を推進することに対し、喜ばしいことだと考えております。下記についてお伺いいたします。

まず1番目に、平成28年4月開校に向けての施設建設等のスケジュールが見えませんが、現段階でできているのかどうかお伺いいたします。

2番目に、予算確保についてですが、原案の小中学校一体化施設がすべて平成28年度4月までに完成させるための予算確保は難しいのではないかと感じております。その件についてお伺いします。教育長お願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

1点目の平成28年4月開校に向けてのスケジュールについてですが、現在、沖縄県教育庁施設課との調整を行っており、平成28年4月開校に向け準備を進めております。

2点目の小中学校一体化施設がすべて平成28年4月に完成するかについては、児童生徒の基本的学校生活に必要な部分に関しては、平成28年度開校までに整備を行うこととしております。また施設整備予算確保については、国庫補助事業や起債等、財源的に有利な方法を選択して実施していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 私がなぜそのことを聞いたかと申しますと、私のほうには多くの村民が統合を早目に進めていただきたいというのが第1点でありまして、私が仕事していました平安座もなんですが、やはり同じような課題があつて、そういう統合に対してけんけんがくがくあつたということで、子供たちのために統合をせざるを得なかったということでもあります。伊計から平安座までは12キロあります。大宜味村においては約4キロぐらい短くなるということで、交通の便にも、時間帯の面でもいいんじゃないかと。統合してみて、やはりよかつたなというふうに、最近知り合いのところを回ったときにそういう話も聞いております。本格的な跡地利用に対しては平成25年度からやっていくという情報も入って

います。そういうことで、地域の村民が願っている統合の時期なんです、ちょっと気にしているのが、これまでの行政の仕事の進め方に心配があるんです。例えば、今結の浜でやられている企業支援施設の件も、当初は私たち議員に対しての説明は平成24年11月までにはできるでしょうと、遅くとも3月末までにできるでしょうという中で若干おくらせているということで、やはりこういった組織をつくって、これからやるということでありまして、組織をつくっても計画段階から実施してチェック、それから評価しながらまたアクションをしていくというものが不足しているんじゃないかと。そういたしますのは、途中途中でそういうものがやられないと、最後になってやっていくとなると、常におくらせてくるんじゃないかと。そうすると平成28年度は危ういんじゃないかということでもあります。それで同じ課でも一般のところでは報・連・相といいますけれども、報告、連絡、相談というものを密にやっていければ、おくれた分をどう取り戻していくかということもやりながら進めていったらどうかということで、私はその意味で、ぜひ細かい工程表をつくりながら、平成28年4月までの時間軸を持った、細かい工程表をつくって進めていただきたいという希望であります。そこで村長にそういったことから総合的に判断して、村長の意見がありましたらお伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの辰徳議員の学校統合関係の問題について、御指摘と御提言をいただいてありがとうございます。

先ほど教育長からもありましたような目標を設定して、そこに向けて取り組んでいきたいということでございますし、今、教育委員会では御指摘のあったスケジュール等について検討しているところだと思います。所信表明との関連で、所信表明でも申し上げておりますが、第4次総合基本計画で検討課題とされていまして小学校の統廃合及び中学校の移転につきましては、教育委員会決定の村立学校適正化総合基本計画というのがあります、これが完成をしているということでもありますので、私たちとしては教育委員会と綿密に連携を深めながら、平成28年4月開校を目指すというふうに鋭意努力をしていきたいと思っております。

なお、予算確保についても御指摘がございますけれども、いろいろな角度からその予算確保についても鋭意努力をしていきたいと思っておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 2時23分）

平成25年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成25年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年3月12日 午前10時00分)

散 会 (平成25年3月12日 午後12時10分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
2	同意 第2号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
3	議案 第3号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	質疑 委員会付託
4	議案 第4号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	質疑 委員会付託
5	議案 第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第6号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第7号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第8号	大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例	質疑 委員会付託
9	議案 第9号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
10	議案 第10号	大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例	質疑 委員会付託
11	議案 第11号	大宜味村工業用水道事業給水条例	質疑 委員会付託
12	議案 第12号	大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例	質疑 委員会付託
13	議案 第13号	大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例	質疑 委員会付託
14	議案 第14号	大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
15	議案 第15号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	質疑 委員会付託
16	議案 第16号	大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	質疑 委員会付託
17	議案 第17号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	質疑 委員会付託
18	議案 第18号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託
19	議案 第19号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第 2 0 号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	質 疑 委員会付託
21	議案 第 2 1 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	質 疑 委員会付託
22	議案 第 2 2 号	平成25年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委員会付託
23	議案 第 2 3 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委員会付託
24	議案 第 2 4 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委員会付託
25	議案 第 2 5 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質 疑 委員会付託
26	議案 第 2 6 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） まず最初にお断りしておきますけれども、人選については別にとやかく言うわけではないんですけれども、この同意案件に添付されている履歴書についてお伺いしてみたいと思います。この同意第1号に提案されている方は、現在教育委員でありまして、再任したいと提案されているわけでありまして、履歴書には現在、教育委員の記載がないんです。これは3月4日の議会運営委員会でも検討されてみたらどうですかということ、私は議会運営委員長としてもお話したんですね。それが追加がないんですよ。もう1件、ほかに指摘したところの条例は訂正されて出されてはいたけれども、履歴書というのは、その人全部、きちんとやるのが履歴書でしょう。これは議案に添付されている単なる資料だと思われたら大間違いだと思います。この方は、私も役場でずっと三十何年余りも一緒に仕事してきていますからよく知っているんですが、この小さい村では顔が見えるんです。しかし、大きい市などにおいては、やはりそういう審議をする場合には履歴でもってある程度判断しないとイケないということです、人が見えないから。この現職のものが記載漏れだと私は思うんですが、それについてどうお考えでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質疑にお答えいたします。

この履歴書については、本人の記載ということがありまして、本人の意思によって記載されるということがあります。最小限、住所、氏名、生年月日が確認できればということでもありましたけれども、先ほども言いましたように、定まった様式はなくて、本人から提出された履歴書によって資料としてあげているものですので、こういうことになっております。今後、様式等については、もう少し具体的に説明として詳しくできるような形で様式を検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 履歴書は当然、本人がやるのが当たり前なんです。ほかの人が履歴わかるわけじゃないんですから。後から申し上げようと思ったんですが、履歴書の統一の問題も、次でやろうと思っているんですが、それは当然だと思います。それで過去に、なぜ私がそこまで言うかというのは、履歴というのはどれだけ大事かというのを申し上げます。平成12年9月29日に、人権擁護委員候補者の推薦について、大宜味村議会では否決になっております。この理由が何であったかと、これは履歴書の生年月日が間違っていたんです。否決の理由が、本人が生年月日もまともに書けない方がこういうことができるかというのが理由で否決になったんです。これは平成12年9月29日の大宜味村議会での結果なんですよ。後ほど、綴っておられるんだったら、議会だよりか、会議録でも見られたらわかりだと思

います。履歴書というのは、その人の顔ですから、ひとつ今後、徹底して、再任といたら、今書いてあれば再任ですなとすぐわかるんですよ。じゃあ今からやるのかとって、何で現在、教育委員ですと、現在に至ると書けば、別にすぐわかることじゃないですか。そういう質疑も別にいらないんですよ。ですから差しかえでもやっていただければ、私はきょうの質疑をやる予定じゃなかったんです。一方の条例の施行の問題は訂正されて、これは訂正されていないということですからね。課長がおっしゃっておられるように、ここも気をつけていただきたいと思うんです。こういう人事案件の場合には、はっきり氏名、現住所、生年月日、略歴、そういうことであってこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条に基づく、第4条では何とか書かれている、接見とかいろいろなものが書かれているんです。そういうことで判断しなければならぬものです。いろいろ申し上げましたけれども、今後の方針について、村長一言お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御指摘ありがとうございます。大変申しわけございません。ここまで私、チェックしてなくて。今御指摘のとおりであります。これは本人の経歴を皆さんが見て判断をするということになる、非常に重要な資料でございますから、そういうことがないように今後しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 本件についても、履歴書についてお伺いしておきたいと思います。

先ほど総務課長のほうは、今後、履歴書の様式の統一も図っていきたいとおっしゃっておいりましたけれども、先ほどの同意第1号では顔写真入りなんです。この第2号には顔写真は無いと、そしてこの同意第2号の履歴書の中には家族構成が入っているんです。これは個人情報関係のものと照らし合わせてどうお考えになりますか。それで妥当かどうか。皆さんはよく、個人情報ですからそこまで出せませんとおっしゃるんですが、頭隠して尻隠していないのかという感じもするんです。この家族構成の問題についてお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） お答えいたします。

この履歴書については、先ほど申し上げましたとおり、個人の意思といいますか、個人の判断で書いていただいたものです。特に今回の場合、教育委員規則の中での教育委員になれる方に、委員の中に保護者を入れるということがあったものですから、その辺のことをこの委員になるという中で、相談された中で考えられて家族構成等も入れたものだと思います。それについても、きれいに調べていなかったというんですか、調整が不備だったのか、その辺のほうも本人との確認をされていなかったということをおわびしたいと思います。個人情報との関連も、これは今、どのように判断するかということを検討させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これは総務課長も御苦労している答弁だと思いますが、そういう人選をして履歴書出してくださいというのは、役場から様式を示されて、その方に送って書いていただくんでしょう。別々の様式で送られたということになりますよ。そこですよ、問題は。だから統一もやらないといけないということです。なぜそこまで言うかという、皆さん御存じのように、これ議決すれば、議会と村長のほうは、これは永年保存でしょう。そういうような不備の資料とかによって、当時の議会は議決したのかと言われかねないからきちんとやっていただきたいということなんですよ、私が申し上げるのは。本来、委員会付託をやっているんだったら方向性はどうか分かりませんよ。先ほどと同じことですから、ひとつこの履歴書の統一化を図っていただくということは一番大事なことじゃないかと思います。それは職員採用試験の応募等に関しても同じようになってくると思いますから。村の履歴書様式というのはきちんと統一して、明確にやっていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど総務課長も統一化していくということもありましたけれども、今の質疑応答の中できちんとやっていただきたいと思いますので、先ほどの履歴の家族構成等も入っているんですが、この様式統一化の問題について、お考えを村長にお聞きして質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどの件と同じように不備があったということは大変申しわけなく思いますし、また写真等はどうしてもこの様式があるわけですから、出さないといけないだろうと思っております。その辺の、先ほど来あります統一化を図ってしっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって同意第2号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第3号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第4号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは大宜味村課設置条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきますと思います。

その条例の中身を見ますと、同条第1項中、産業振興課の第2号を削り、第3号から第4号までを1号ずつ繰り上げる。説明資料の8ページを見ると、農政係の34号の次に次の1号を区割ると。(35) シークワサー振興に関する事。とあるので、これから見ますと、シークワサー振興室がなくなって、産業振興課のもとで行うということになるかと思うわけですが、大いに村の特産品であるシークワサーを生かすために、当時は経済課だったのでしょうか。現在、産業振興課より分離をして振興室を設置したものだと思うわけです。当時は農協からも営農型の職員を派遣して、人件費も農協持ちで、結局はその振興室を立ち上げたものだと思っております。しかしながら、振興室を設置したこの意図、また今回、産業振興課に持ってきたことというのは、どういう思いでそうなったのか。私は当時、シークワサーという一品目で室をつくったということに対して、大変期待をしておりました。そろそろ大宜味村もシークワサーというものを本格的に行政が力を入れてやっていくんだという思いで大変期待をやってきたんですが、課に移したからできないということではないと思いますが、しかし、その産業振興課に持ってくるのと、室でやるということは全く違うものだと思っております。そこら辺なぜそういうふうになったのか。つくったときの思いがあったはずですが、それと今回、また戻した、それはどういうことなのか、そこら辺を説明願いたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの嗣男議員の御質疑にお答えをいたします。

確かにシークワサーの振興室を設置するという事は、シークワサーを村の活性化、あるいは振興を担う戦略的作物としての位置づけをして対策振興室を設置したという御指摘もございました。そういう目的を持って設置されましたが、今、シークワサー振興室は御指摘のとおり設置されたのが平成17年度であります。これまでいろいろな形で数々の成果を上げてきていると思っておりますし、それはまた育苗施設の設置等による良質の種苗を村民に提供できるようになったということもあるし、特産品加工施設によるジュース生産が可能になったということもあります。また北部地区のシークワサー生産、あるいは出荷、販売推進協議会の事務局を名護市と大宜味村で、隔年ごとに担当して、青切りの初出荷式やイベントを担ってきております。このように幾多の成果がある中で、また課題も出てきたということで、課題の一つが、室長が兼務、あるいは係長も不在という状況の中で、指揮系統、命令系統が明確でなくて、迅速な意思決定が困難な状態になってきている。このことは設立当時の職員定数が大幅に減少したということにも起因をしております。また産業振興課との連携が希薄になり、国や県などの上部機関からの園芸振興情報が入手しにくくなったということで、事業をとることが難しくなったり、さらにシークワサー販路拡大のためのイベント対応で動員体制、指揮系統の中での動員体制がとれなくなってきているということが判明してきておまして、これらの課題を克服するために産業振興課への統合を決めたということでもあります。

なお、この件につきましては、大宜味村行政改革推進委員会に答申し、委員会からシークワサー振興の後退にならないようにとの意見が付され、許可されていることを申し添えておきます。なお、シークワサーは、御指摘のとおり本村における戦略的な作物である。そのことを十分認識しておまして、今後とも強力に振興を図っていきたく思っておりまして、振興については前に進めていきたく思っ

ております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほども村長からあったように、私は、確かにその指揮系統がこれまでの状況を見て、指令関係もそうですけれども、兼務しているわけですから、そこら辺には不具合があったらうということは前から見ておりますけれども、そういうことで御答弁があるんだらうと。または職員の減少等、そのころは大宜味村は職員の削減等を行ってきたところだったと思うんです。だからそういうことで、職員の仕事の過重的なものがあつたらうということもありますが、しかしながら私はこれ、振興室をつくった場合に、あのころは1品目で、この小さな村で人が少ない、職員が少ない中でよくぞつくったなど。そして外部の皆さん方からも大変期待をされておつた。これが今回、こうなつたということなんですけれども、しかしながら、行政にはそういう内容、いろんな事情があろうかと思つたので、そこら辺は室がなくなつても、これまで以上のことをやるんだという気持ちで職員を激励しながら、ひとつシークワサー振興に頑張つていただきたいということを希望して、質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今回の改正につきましては、持ち家の住居手当を廃止するということになっておりますけれども、これは三、四年ほど前から国の人事院、それから県の人事委員会の勧告にあつたわけなんですけれども、私情的には持ち家に対しては手当はやってほしいなという思ひはするんです。なぜなら、固定資産税とかいろいろ払っているわけですから、そうすると、結局はアパートとかを借りている方はそれだけ1万2,000円控除した額だと。村の財政的な問題は何もないということからすると、これは私情的には、持ち家には手当はやるべきだと私は思うんです。人事委員会の勧告ですから、それを受け入れたということになると思うんです。これは国家公務員などでしたら、東京、ああいうところでやつたらなかなか持ち家はないからそういうことでアパートとか、そういうマンションとかやつた場合にそれだけの手当があるということになってくると思うんですが、それだけ踏み切られているんですが、私情的にはそう思ひます。

それで労働組合と協定書を交わされているんですが、経過措置額については現行を維持するという協定がなされているんですが、その経過措置の協定について御説明いただきたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） お答えいたします。

職員の給与というものは、いわゆる生活をする基本的な糧だということがあります。それで基本的に

はそれをもとにして、生涯の生活設計とか、そういったことがあるものですからということと、現に給与の適正化ということもあります。そういったことをかんがみたときに、できるだけ職員の基本的な生活の保障というのを担っていきたいという、これは心情的なところもあるものですから、現在の現行を維持するということで、組合との話をしております。その件についても、近隣市町村とのいろいろな動向があるんですけども、まだその辺のことを検討しているという状況もあります。そして職員の、今、資料がなくてあれであるんですが、かなりソウシュウの職員が対象という状況もありますので、職員の生活の糧だという、基本的なこともあって、保障したいということでのこういうことで回答したいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 私も、今、前田 孝議員からありましたとおり、住居手当に全く同じような意見ではあります。本当にこれは人事委員会の勧告に基づくものと、これは労働組合との協定書を結んだもので仕方がないと思うんですが、本当に個人的な考えとしては、こういったみずから持つ住居、手当を出すのが当たり前じゃないかと。固定資産税も払っているし。そこはこれで協定書を結んでいるので仕方がないんですが、ほかに村外に住んでいる職員、そこについては何の話し合いもこれまでなされていないのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 質疑にお答えいたします。

村外におられる職員については、議会で何度か指摘されております。それで、特に去年ですか、白浜のほうに新しい住宅等がありまして、かなりの職員が村内での居住をしております。これまで職に対しては、折に触れてといいますか、こういう村外での住居というのは是正しなきゃいけないんじゃないのかという話もしてきておりまして、さっき言ったように、昨年度そういった村外の移動をしているのが実態です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） これは全員村外にはいないということですか。それとこれも私が平成21年6月定例会で、結の浜の土地有効利用という質問の中で、この土地の有効利用の中で民間のアパートを誘致して、職員の移動をということで質問しております。その中から何の話も聞こえないものですから、別に手当をあげるなというんじゃなくて、この手当の基準は、これは自治法の第204条第3項で、この額と支給方法については条例で定めるということがちゃんとうたわれているんだから、この額を一律、名護だと6万円のアパートを借りると、大体1人当たり2万7,000円ぐらいの手当が出ます。計算したらですね。それを2万7,000円じゃなくて、計算の半額とか、もうこれは大宜味村に、役場にいるんだがら、本当は役場の職員として大宜味村に住む覚悟で職員として応募したと思うので、村としての基準も、これを明確にしてやってもらえないかと思います。あと旅費も、こういった村内の一番の最高基準というと、大体津波で月4,000幾らかと思うんですが、名護だと1万二、三千円ぐらいは通勤手当も出ていると思います。その辺も考えてこの条例案もできないか。本当に、そこに座っている課長はほとんどマイホームを持っている方で、ちゃんと固定資産税も払っているわけです。村外に住んでいる人は、手当はとって、税金はほかの市町村に払っていると、本当に矛盾することと思うんですが、今後の方向性について村長はどのような考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） お答えいたします。

先ほど全職員が村内に居住されているかということについては、必ずしもそうじゃなくてですね、手元に資料ないんですが、少ない数の職員はまだ村外に居住しております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の御質疑でございます。

先ほど総務課長が答えたようなことで、村内でできるだけ居住を求めるようにというようなことは常に職員、職員同士もそういう話はやっていて、積極的に地域に戻って、村内に住むという意思は非常に感じますし、住居を探しているという状況もございます。その手当等については、さらに人事委員会勧告、あるいは組合等との関連もございますので、これはそういう事情を踏まえながらも勧告等や組合としっかり調整、相談をしながらということになりますが、いずれにしても、職員の意思、あるいは意欲を起こそうというようなことで、一定保障も必要だということをおっしゃっておりますので、そういうことで取り組んで検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、今回また結の浜にも、アパートの誘致ということで計画されていると思うので、ぜひ職員全員が村内に居住して、こう言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、職員全員が平等の中で、平等に仕事もこなしていくというようなことでやっていったらどうかと思っておりますので、また1点は、今、村外にいても採用の時点で、全国応募したときの採用職員については、もうこれの規定は、現住所が村内という規定がなかったと思うんです。こういう職員たちはどうなるのか、その辺の考えもちょっと考慮しながら検討していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例を議題と

します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では議案第8号に対して質疑を行います。

これは新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されて、条例を制定しないといけないということで議案が提出されていますけれども、特措法自体、私もまだ目を通していませんのでわかりませんが、この本部長はだれになるのか。普通のインフルエンザでしたら、皆さん、情報がA型とかB型とかありますけれども、やっぱり専門知識がある人で、そういう精通した方でないとそぐわないかと思うんですけれども、本部長はどういう方、村長になるか知りませんが、どうい方を本部長として置くつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(大城 武) この本部そのものについては、村内で設けるという考え方です。この組織の中に県の職員とか国の職員の意見を求める形で入れていきます。一応これは村長という形で進めていきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) 村長になるのであれば、ほかの本部の条例と一緒に、これは明確に村長になるということであつたほうが、本来わかりやすいんだと思いますけれども、その辺の検討もお願いしたいと思います。この新型インフルエンザはどういうものなのかという、根路銘先生なども抗ウイルス薬とか開発されていて、研究されているようですけれども、やはり抗体がないとか、ワクチンが効かないようなインフルエンザということで私も理解していますけれども、専門的に県職員、国の職員がそれぐらい専門知識を持っているかどうかわかりませんが、そういう研究機関の有識者あたりも招集して意見を聞くような形のほうが、せつかく対策本部として設置するわけですから、いいことじゃないかなと思いますので、ぜひその辺の検討もよろしくお願いしたいと思います。それについて答弁ありましたら、いただいて終わります。

○ 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(大城 武) このインフルエンザ等対策特別措置法の中に、まず最初に国が組織をつくって、その下に県、さらに村がつくるという形で、新型インフルエンザそのものが今後どのような形で発生するかというのも、今のところ全く予想つかないような状況にありますので、それに対しては国、県市町村という形の指導体制をやるというのがこの特措法の中に記載されています。以上です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第9号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第9 議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では議案第9号について質疑を行います。

大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例において、今回提出されているのは、義務教育就学までの児童、中学3年生になりますけれども、拡大するということでありますけれども、大変いいことだと思います。子を持つ親としては、やはり医療費なども過重な負担になったりするものですからそれはいいことだと思いますけれども、周知の方法、広報紙とかでもそういうことは周知されていると思うんですけれども、子を持つ親がこの条例の改正とか、手続の方法とか、その辺がきちんとわかっていないというところもあると思いますので、広報だけじゃなくて、対象になる保育所、幼稚園、学校、中学校までですね、そういう親に対してこういう条例が今度改正されて、どういう手続で助成ができますよとか、そういう細かい配慮をぜひ条例改正を機にやっていただきたいと思っているんですけれども、その辺、見解を伺って質疑を終わります。

○ 議長(金城 勇) 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長(大城 武) まず広報については、村の広報紙を活用してという形で考えていたんですが、より保護者に届けられるような形で、ちょっと工夫していきたいと思います。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第10号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第10 議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第11号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第11 議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 本条例案の第22条、水道料金についてお伺いをしたいと思います。

1立方メートル当たり、基本料金40円、超過料金40円ということで提案されているんですが、この積算について御説明をお願いしたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 40円の設定の方法なんですが、今回の工業用水1日当たり200立方メートル使用します。そしてその他の用水として200立方メートル、合計400立方メートルが1日に使われます。そしてそれを365日にとすると、14万6,000立方メートルになります。それと年間の営業するための費用、それを勘案した場合に、約40円ちょっと余ります。そしてこれから管理の人件費の分を引いたら40円に満たないです。そのあたりを精査する上で、また企業の支援も含めて端数を切り捨てて40円にしています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） もう1点確認したいんですが、40円ちょっとの端数だけかどうかと言うんですが、それは企業の支援のために端数だけの切り捨てですか、もっと支援が考えられての40円なんですか。それだけ確認しておきます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） この条例の中では、今、水に対しての支援というのは出てきていないです。ただ工場に入るための施設の使用、そのあたりで大きく支援している形をとっておりますので、やはり工業用水ということで独立採算性も含めて検討した結果、40円と設定しております。理解をお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第13号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第14号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第14 議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第15号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第15 議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第16号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第16 議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第17 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 10ページお願いいたします。歳入の村税のほうなんですけれども、2目法人、現年度課税分で270万円補正減ということになっておりますけれども、この補正減の理由をお願いしたいと思います。理由によって後でまたやりたいと思います。

それと固定資産税、これも現年度課税分630万円減額ということになっておりますけれども、両方合わせて減額の理由についてお示しいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 孝議員の質疑にお答えします。

まず村民税の法人のほうなんです、現年度課税分が270万円減になっているんですが、これは法人税自体の収入減によるものです。法人の、会社の、収入が減るとその分減ってきますので、それで減らしています。実績を見ています。

1款2項1目固定資産税、現年度課税分630万円減になっているんですが、当初の積算が、本当にまずいことなんです、当初の積算が過大であったため、見直したら、それだけ当初の積算が過大であったということで減にしなくてはいけないということになって計上しております。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 法人については今の理由でわかったんですが、固定資産税は当初、見積もり過大であったということですが、これは掌握できないですか。630万円の収入が減ってくるということは、財政面では非常に困るんじゃないですか、一般財源なんです、これ。当初予算のほうで後でまたそれはやりたいんですが、見積もり過大といたら、きちんと見積もりしてやらないと、じゃあ今まで執行して一般財源が収入これだけですよといたら、あとは金をどこから持ってくるかということになるわけでしょう、足りないところは。足りなければ基金からくるのか、どこからくるのかですよ。それを話していただきたいと思いますけれども、お考えをお聞かせください。それで質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） そうですね、機械との照合がうまくいなくて、積算のもので、うまく引き出せなかったということであり、後で気づいて、最後に補正という形になったんですけども、この辺は不手際があったということで申しわけなく思っています。新年度は気をつけてやっていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 終わろうと思ったんですが、あなた方の当初予算を見ますと、現年度分でも8,400万円余り計上されているんです。対前年度では130万円しか減されていない。これはコンピュータシステムがまずいと何かじゃなくて、何らかの要因があるんじゃないかと、そういう考え方から出ているんですが、ひとつその辺、整合性をきちんとやらないと、後の議案の中で確実に見抜かれますよ、こういうのは。これは新年度当初予算のほうでやりたいんですが、今後、そういう整合性を持たせるような予算計上ということをやらなければ、最終補正ですから新年度当初の予算と見比べたら一目瞭然ですよ、すぐわかりますよ。どうでしょうか、その辺お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 今度、ちゃんと整合性を確認して計上してあります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では16ページ、歳入、15款財産収入の中の1項財産運用収入、1目において、これはゴルフ場跡地、企業支援誘致の関係で757万8,000円、これは5年分ということで、フォトレック・パワーの企業進出による収入だと思いますけれども、前回、これはゴルフ場跡地の計画とは別に友善の件で大変申しわけなく思っているということで、社長のほうが見えて、議員に説明されておりましたけれども、実際、現状どういう、前に沖縄の力という、こういう計画は見せてもらったんですけども、どういう状況になっているのか。これは5年ですから、例えば事業はこれから推進していくのか、

もしくはどうなるのかわからないような状態になっていくのか。これはまだわかりません。始まっていませんので、5年分を受け取ったということですから、もし何かあった場合、5年はここまた使えなくなるという一つの要因にならないかということでも聞きたいんですけども、まず1点は、今、どういう形でその事業者が事業を推進しているのかと。その5年分の賃料を納めてもらった5年間は何か中断したとしても、ほかにそのまま使えないわけですから、その辺の見解をまず伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） フォトレック・パワーの現状からして、今、杣山に工場をつくる前に生産は始めていきたいということで、工場ができるまでの間ということで、ほかの名護市だと思うんですが、名護市のほうで賃貸の物件を借用して、準備はしているみたいです。そしてこっちに工場ができ次第、そこに全部移ってくるということを聞いております。5年間どうするかという話なんですけど、それはもうこっちでちゃんとした、しっかりした事業が展開できると期待しています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 計画の、前にいただいた計画書を見ても、これはもしその規模でやろうとした場合に、やっぱり開発許可とか、もろもろ入れて、最低でも土工事も必要になってくると思いますけれども、最短でも2年まではかからない、十五、六カ月、または2年は、つくるまでにかかるわけですよ。その辺の把握もできているのか。また村長、副村長も行かれたかどうかわかりませんが、アメリカソーラー・ジャパンというフォトレック・パワーが提携する会社の設立パーティーにも出席されて、安全祈願祭もやっているんです。安全祈願祭は何のためにやったのかなというのがありますし、その辺、どういう見解を持たれているのか村長お願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほどのアメリカソーラー・ジャパンの件ですが、日本外の子会社ということで設立パーティーというか、祝賀会がありました参加をいたしました。これは各界の方々がたくさん集まる中、そして外国からもイタリアだとか、その他の国も参加をして、非常に盛大に、非常に期待が持てる施設、会社ができる。それをこの我々のところに大宜味を売り出したいんだという思いが、皆さん方伝わっていますので、先ほど課長からありましたように、工場が大きく村に効果といたしますか、できることを期待しております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） このソーラーパネル事業というのは、永遠に続くような事業でもないわけですから、世界各国ですね、やっぱりある意味バブル的な要素も含んでいる。というのは、いろいろ紙面等でも、今、自然再生エネルギーでいろいろ国も挙げて取り組んでいるところですけども、やっぱり今後、広大な村有地を貸すわけですから、今後の事業についてはいろんな情報を独自にとりながら、村の対応を検討していただきたいと思いますので、その辺はぜひ注意して見守っていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

- 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前11時02分)

- 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎議案第18号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第18 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第19 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託

して審査することに決定しました。

◎議案第20号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第20 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第20号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第21号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第21 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第21号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第22号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第22 議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 15ページお願いいたします。9款1項1目地方交付税、これは対前年比で3億7,150万円の減ということになっておりますけれども、11ページの1款2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金の、これは大保ダム関係からの交付金ということで、今年度から始めて5億飛んで768万4,000円ということになっているんですが、この交付金が基準財政収入額として見られて、その分

で地方交付税が減になった分はどのぐらいなのでしょう、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） ダム交付金が5億725万900円なんです。それでこの分の75%が減になります。それと今、金額をこれにとめていなくて、大変申しわけないんですけども、一応75%がこの分の減になるということです。この3億7,150万円の中に人件費削減分も一応含まれておりますので、全部が全部ダム交付金の分とはなっていません。すみません、金額を今ちょっと、交付金額の分を持っていなくて。このこれに75%分なんですけれども、3億円余りの…。75%でいうと、3億8,000万円になっているんですけども、これでは3億7,150万円となっていますので、一応、75%が減になるということを確認しています。今、推移はすみません。ここにちょっと資料が入っていないくて、私、自分の資料が手元に持っていないくて、大変申しわけなく思っています。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この数字については、後で予算委員会のほうでもお示し願いたいと思うんですが、その辺は国のほうの問題ですが、国家公務員の給与費削減の問題で、地方にも交付税で人件費分についての削減が強行されようとしているということも頭にあるんですが、それもさっき触れておられたんですけども、私、これから触れようと思ったんですが、その分についての分類もやって、予算委員会における数字はきちんと整理してお示しいただきたいと思うんですが、お願いできますか。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） はい、それまでに準備しておきます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほどの孝議員からあった国有資産等所在市町村交付金及び納付金の件ですが、先ほど説明がありましたように、今の5億760万円余の交付金の75%が減になるということなんですか。この金額の、入るものに対する75%が減になって、地方交付税が減ということですか。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） はい、そういうことです。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは4点ほどお聞きしたいと思いますが、17ページ、12款使用料及び手数料、そこの3目の中で、2節住宅使用料滞納繰越分、これが140万2,000円計上しているんですけど、これは何年から何年のものがこのようになった滞納分なのか、そこら辺を後でお聞かせ願いたいと思うんですが、何件あるのか。

そして35ページ、20款1目2節の3細節、歯科診療所運営委託事業180万円計上されておりますが、そろそろ歯科診療所の契約が間近になろうとしていると思うんです、契約期間が。そして皆さん方が歯科診療所の応募、先生型の応募をやってきた中で、今現在どのような状態になっているのか。ここら辺、予算に関連してお聞きしたいということ。

それから101ページ、6款5目7節、その中の2細節、農道整備等人夫賃金が費目存置になっていること。これは農業振興を行う中においても、やっぱり村道であろうと、農道であろうと、やはり草刈りの整備が必要じゃないかということもありまして、何で費目存置になったのか、そこら辺をお聞きしたいということ。

それから107ページ、6款農林水産業費、1項10目、34細節、シークワサー生産助成金132万円計上しておりますが、現在のシークワサー助成金のあり方、これは生産後の実績に伴って、農家個人が申請を行っております。そこら辺の今後の助成金のあり方の方法を変えることができないのかどうか。後でまた申し上げたいんですが、そこら辺を答弁願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの平良議員の1点目の質疑にお答えしたいと思います。

大変申しわけなく思うんですが、この件につきまして、滞納繰越分の未納件数等についての詳細をちょっと、今手元に資料がなくて正確なことをお答えできないんですが、二、三名の大口の方がおりまして、その方々の金額が大半を占めているという状況であります。詳しいことにつきましては委員会のほうでお答えしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 2点目の質疑にお答えします。

現在、歯科診療所については、羽地会と契約中で、契約が今年の3月31日で3年目の節目で契約が切れることになるものですから、今回、村内人材を活用しようということで2月に応募をかけまして、その結果、応募者1名ありまして、三丸先生の応募がありまして、ちょっと決定月日とかははっきりしていないんですが、4月1日から三丸先生と契約するという方向性で、医師の決定をしています。今現在、こういった形で作業を進めている状況です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長兼シークワサー振興室長。

○ 産業振興課長兼シークワサー振興室長（宮城 豊） では平良嗣男議員の質問2点。まず1点目の農作業の人夫賃金が費目存置になっているという御指摘なんですけれども、現在は、企画観光課の景観工場、美化作業の賃金と一緒にさせていただいている現況なんですけれども、基本的には農道といたしましては、やはり利用者の皆さん方がやってくれるのが基本だと思うんですけれども、基幹農道、大きな農道ですね、そういったところもやはり村のほうである程度はやっていかないといけないのかなというぐあいに思います。他の市町村を見ても、特に大きな農道の草刈りだけの予算措置的なものはされていないんですけれども、そこで適宜そういう予算措置の仕方を行っているということですので、企画観光課の景観の賃金も含めまして、今後とも農道の整備に関しては一所懸命取り組んでいきたいと思っております。

2点目のシークワサーの生産助成金なんですけれども、どうにかならないかという御指摘なんです。私個人的にも、その生産者が本当に意欲を持ってやれる助成なのかというのはちょっと疑問に思いますので、やはり生産者の方々がシークワサーをつくって本当によかったと。これからつくろうという気概を含めて、向上を図るためにも、今回132万円の計上をさせていただいておりますけれども、この件も含めて、もう1つ、シークワサーの先ほど平良嗣男議員が御指摘の課の設置条例の件で指摘がございましたけれども、シークワサーをもっと頑張らないといけないんじゃないかということもありましたので、シークワサーの産地振興協議会のあり方も含めまして、やはり魅力あるシークワサーの生産農家がやりがいのあるほうに持っていきえるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 答弁をいただきましたけれども、歯科診療所の件について、これは4月1日からということですので、これから何カ年、3カ年なのか、5カ年なのか、そこら辺を後で答弁

願いたいと思います。

そして今の農道関係で費目存置になっているということで、今申し上げたら、先ほど答弁がありましたけれども、やはり課長がおっしゃったとおり、農道は、地域の皆さん方、やる気であるんですが、しかしながら、今、行政が行っているエコツーリズム推進等を含めながら、エーガイ線など、ああいうところは、やはり今、木が大変茂って草も生えているような状況で、向こうは行政としてもそこに散策できるような施設もつくってやっている中で、そこら辺の、あっちも農道になっていますから、そこら辺の伐採等、そこら辺が必要じゃないかと思っているんです。普通は、その周辺のものみんな自分なんかでやっています。我々だって、この団地線は自分なんかで切っていますからね、そういうことで、ああいうところは村としてもエコツーリズム等の推進もやっていますから、そういう中で山を登るとかみんなやっていますから、そこら辺の周辺の整備というのは、草刈りとか伐採とかというのは行政が力を注ぐ必要があるんじゃないかなと思っていますので、そこら辺、御検討願いたいと思います。

そしてシークワサー助成金の件なんですけれども、今、この132万円を計上して、これはお互い村内に住んでいる皆さん方がもちろん受けるようになっておりますから、これはこれで結構なんです。農家に意欲を与えるためには、先ほど課長から答弁があったように、これは生産後、実績に基づいてやるということもいいんでしょうけれども、管理の面でね、皆さん方。しかしながら当初の単価、これに村が、行政ができる範囲内の中でオンをして、例えば50円の単価であれば、これに行政が2円プラスして、当初から52円ということで決めてやると、農家はもっともっとよく出ますよ。そこら辺の考えはできないのかどうかということです。そこら辺の方法はまたいろいろ考えないといけないと思いますけれどもね、金の管理がありますから。そこら辺の実績と、これも農協と連携したらできないこともないわけですから、総額幾らで、これを単価が決まれば、行政としてはこれだけの補てんをしますよということを考えればいいことであるわけだから、そこら辺のことも考えることはできないのか。後からあげるものと、最初から単価をつけてやるものとは、農家の意欲は全然違う。そこら辺をどのように思っているのか、後で答弁願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 歯科診療所の契約についてお答えします。

当初は1年という期間で契約を結びたいと思っています。ただし、この契約については、順次延長できるような形の契約にしていきたいと思っています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） お答えします。

まず1点目の農道の件なんですけれども、やはり議員御指摘のとおり、すべて利用者にやってくださいということではなくて、やはりその主要幹線といいますか、そういったところは役場が手だてをしていかないといけないかと思っています。また昨年みたいに、そういう災害とかもありますので、その伐採とか、そういったところ、大がかりなところは個人的にはできないと思いますので、そういう面に関して行政としてはしっかり取り組んでいかなければいけないかなと思っています。

続きまして、シークワサーの件なんですけれども、やって後に払っている状況ではあるんですけれども、これも含めまして、本当に農家がやる気を持って、魅力あるシークワサーづくりをやっていけるように、産地振興協議会のあり方も今後、検討して、全量買い取り、もしくは価格の安定化、先ほど議員御指摘ありましたように、補てんをして農家の皆さん方に幾らまで補償しますよというシステムと

いいですか、こういったこともつくるというのは必要なことではないかと思しますので、この辺も含めまして、検討してシークワサーの産地の復興といいですか、今後頑張って取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど産業振興課長からあったように、シークワサーの振興、皆さん方の協議会の中で先ほどあったように、全量買い取ることができたら一番いいことなんです。これを買取りして、農協とか、ポッカ、UCCとか、そういうところに分配していくと。そういうことができたら一番いいことであります。そうすると、今言うような値段等についてもちゃんとできるわけです。だから今は、農協とパッカーと協議をした上で値段を決めている。そういうことであるので、また相対等が入ってもものが逃げていくということもあるので、実際は村が先ほどあったように、課長からあったように、全量買い取りすることができたら、本当にシークワサーの振興につながる、基本的なものになると思えます。そこら辺を今後、皆さん方の中で話し合いをしながらいい方向に持っていくように努力をしてもらいたいと希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 54ページお願いいたします。村史編纂費の報酬についてお伺いいたします。

嘱託員報酬が平成24年度は2名分計上されていたんですが、平成25年度は1名分だと。これは編纂の状況が大分進んでいるから1人でオーケーなのか。その辺の進捗状況とあわせてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質疑にお答えいたします。

編纂業務については、当初の計画、10年の村史編纂計画というのがありますが、それに基づいてやりたいんですが、財政的な事情というんですか、それは前は基金の取り崩しで嘱託員の報酬に充てておりました。今年度から単独ということもあるものですから、今、財政的な工面が非常に厳しい状況であります。その10カ年計画に支障のないように取り組みはしていきたいと思えます。今年度は、戦争の証言集を発行したいということになっておりまして、資料等については、これまでの聞き取りとか、そういったことで資料はやっております。人員の確保については、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） この村史というのは、発刊の最終年度、年次もきちんと定められてやっておられると思うんですが、財政上の都合でこれをカットして努力していくと。とすると、発刊が伸びるということですか。やっぱり人手は必要なんでしょう。そうでなければ賃金は費目存置なんです。じゃあ、2人で今まで仕事していたのに、1人でやるということは、事務がおくれていくということですから、当然伸びていくんじゃないかという。単純的に考えてもそうなるんです。ですから一体いつまでそういう状態で続けばいいのかということなんです。村史というのは、できるだけ早くやらないと、次から次

呼ばれたら、それでまた外出していくというのは大変でしょう。一応は何年度だということの区切りをつけて、それまでまとめてやるというのが本来、村史の編纂のあり方だと私は思うんですが。後ほどやっていきたいということなんですが、財政問題だったらどうにもならないでしょう、これだったら。これは継続事業ですから、継続事業というのはやっぱりそういうことできちんとやっていくように、財政措置もやっていかなければならないと思うんです。今後、補正あたりでも考えていかれるだろうと思うんですが、これは早急に対策をとってやらないと、村史の発刊もおくれるのは大変だなという気がします。計画年次も定められて工程もあるわけでしょう。おくれていくというのは間違いありません、人手が足りないということで。村長、これ進捗状況などを見て、総合的に判断して、補正なり、何らかの対策をとっていかれるお考えありますか。お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） この件については、今、発刊の最終的に通知というか、本史というか、本編ができることについても、計画自体の見直しも含めてやっていきたいということと、具体的には、やっぱり囑託員の確保がなければ担保されないと。担保されないとすることは理解しておりますので、その辺は今後、補正等での対応も検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では平成25年度の一般会計、117ページの環境拠点施設整備工事の中の企画観光課をお願いします。

結の浜の公園整備事業ですけれども、これは交流広場用地に予定しているところだと思うんですけれども、いろいろ学校の移転の問題とかがありますけれども、用地の、今ゾーニングされていますよね、交流広場用地とか学校用地とか、あと今、道の駅も移転の検討をしていくということで、結の浜に検討されるのか、ほかのところなのかわかりませんが、いろいろ事業ができる環境にあって、事業導入していると思うんですけれども、その用地をうまく使うために、やっぱり再度、この用地の区分けというか、配置も検討しないと、今学校の移転する予定地には村当局も懸念しているようなんですけれども、水はけが悪いとか、また護岸についても、一般質問でもつけ加えてやろうと思ったんですけれども、その護岸の災害時の、台風時における越波に対する強度とか、そういうのも含めて、やっぱり土地の使い方とか安全面とか、そういう検討が必要だと思いますけれども、全体的に結の浜の用地全体を見直しながらこの事業が進んでいくのか。企業支援、工場も少し面積を多くとったわけですから、その辺も含めてこの事業についても、周りの土地の利用も含めて検討しながら、学校もそうですけれども、全体的なところで考え方があれば伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 7款1項2目15節5細節の観光拠点施設整備のほうから説明していきたいと思います。8,900万円の計上をしているんですが、400万円は大保ダムの湖面の棧橋を予定しております。結の浜の公園の整備は、これはみんな一括交付金なんですが、北側護岸ではなくて、緑地帯の北までの整備も含めて今検討をしております。その中で、今年、平成24年度でやったものの残しとか、そういうものも含めて整備はしていきたいと考えております。今、交流広場の中での整備を基本に、そういう委託等も入れておりますので、そのあたりは推進していきたいと思います。大幅な見直しというのは、今の段階でできるものなのかというのも懸念されますので、今は埋め立ての計画ですね、それに

基づいて進めている状況です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） また詳しくは委員会で行いたいと思いますけれども、せっかくこういう財産、海を将来のためにうまく有効活用したいということで埋め立てして、新しい村の拠点としてあるわけですから、運動場の整備も村民の健康増進とかを含めて、緑地帯も風が強いところですから、波が上がる場所ですから、ぜひ早く整備していかないといけないということはわかりますけれども、その中で今、計画に基づいて進めるということでもありますけれども、今後、やっぱり何百年、何千年と未来に残っていく土地で、景観も含めて考えていかないといけないというところですが、この辺はぜひ、ほかの事業もそうですけれども、住宅なんかも、ぜひその辺もう一度、学校の用地のあり方とか、そういうものを含めて大幅に見直すべきところは見直して、今後、いい、ぎゅうぎゅう詰めのイメージだけしかできないようなことじゃなくて、もっとゆったり将来的にみんなが楽しめるようなエリアにしていきたいと思いますので、その辺の検討を、村長、ぜひお願いしたいと思いますけれども、その辺を伺って質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御指摘についてでございますが、確かに皆さん方が非常に興味を持っている地域でありますし、その施設の期待感もあるということで、ここは先ほど、担当課長から説明があったような視点で、今現在は申請したものを基準にやっっていこうということで、今、どうしても変更しなければいけないみたいなことの状況が出てくるかもしれません、それはまたその時点で全体を一緒にまとめて見直すということになるのか。そういう方向で検討していくということにしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 平成25年度の一般会計予算について質疑を行いたいと思います。

まず初めに、9款地方交付税についてです。これは本当は、今、予算委員会の中で、休憩時間でもいいんですが、記録を残すためにぜひこの本会議で行いたいと思います。きのう私の一般質問の中で学校が統合されて、交付税はあまり変わらないという財務課長の答弁があったんですが、今回、この普通交付税に学校予算ほどのぐらゐの交付税を盛り込んでいるのか、その辺を聞きたいと思います。学校にかかわる交付税。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 手元に資料がなくて、今すぐお答えできませんので、予算委員会でお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） それでもよろしいんですけれども、本当はこの場でちゃんとした金額を言ってもらいたいんですが、これは予算委員会までにぜひ整理して、私も今後のためにもぜひこの金額を把握しておきたいものでよろしくお聞きしたいと思います。

あと1点は、10款1項、人材育成事業補助金についてちょっとお聞きしたいんですが、予算書の134ページ。今年度、予算が急激に半額に減っているんですが、まずはこの理由ですね。これは平成23年度は216万円、平成24年度が205万円、新年度が108万円と急激に落ちているわけなんです、これは金利

絡みにしても余りにも大きいものですから、どういうあれなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 大城佐一議員の質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、金利のほうでございまして、金利が違ってまいります。それと国債のほうを購入することができなくなっておりまして、その分の差額で、今年度については利息分がかなり落ち込んでいくということでの金額の減額になっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 金利も大変落ち込んで、この金額の中で、今まで例年どおりいろいろ海外にも、派遣研修制度を設けていたんですが、今回もこういった派遣を取り組んでいるのか。そしてもう1つ言いたいのは、ただこの教育のための研修じゃなくて、もう少し、ほかの育成にもたくさんあると思うんです。私も前々からスポーツ関係の、村の子供たちの活躍にはそういうものを出したらどうかということで、一時的にはこういうことを話は聞こえたんですが、最近は何の声も聞こえませんが、現在、こういった全国クラスに行く子供たちに助成は出されているのか。

それとやっぱり人材育成という名目だから、こういったものも助成しながら、子供たちの活躍をみんなに激励するのが筋じゃないかと思いますが、こういった広報活動に関しても、一時はやられていたんですが、最近は何も、私が聞いていないのか、全然聞いていません。この1点と。

あと今まで何カ年かこういった助成は出しているんですが、この二百何十万円か出して、使った予算、余っていると思うんです。この後のものあれが全然見えないものですから、これはどうなっているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

助成についてなんですが、もちろん規則、規約に基づいて業務は行っておりまして、それに合わせて進めているところなんですが、全国大会についても児童生徒の活躍、全国レベルについては1人2万円ということで、全国大会、スポーツ、文化活動等に参加するときには助成をしております。最近の話では、児童生徒だけでなく、成人の方が全国大会、沖縄代表ということでありましたので、児童生徒に限らず、成人についても助成をしております。

広報活動についてなんですが、児童生徒が活躍した、あるいはいい成績を残したということについては、今後とも広報活動に努めていきたいと思いますが、あまり周知されていないようでしたら、再度、児童生徒の頑張りを、広報を周知していきたいと思っておりますし、この制度についてもまた広報を行って、子供たちが、児童生徒あるいは社会人が全国大会でも十分力を発揮できるように助成してまいりたいと思います。

それから助成後の余ったお金ということなんですが、これは一たん、一般会計から受けて、余った金額については人材育成の担当のほうで、通帳に保管して翌年度にまた繰り越して使うようにしております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

本当に、せっかく人材育成基金ということで積み立てて、村の子供たちの活躍、こういったもののためにということである面でも、勉強やスポーツなど、そういうもので積み立てているわけですから、ぜひこういうものを利用してやってもらいたいと思います。

あと、今、社会人の話が出たんですが、多分、だれのことかという、大体わかるんですが、これは例えば、大宜味村の出身でほかのクラブに入っても、これは出してあげるべきなのか、その辺も規則等で十分議論してもらったかどうかと思います。私としては、村出身であればやってもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最近の話で、おとといですね、私、全国大会、喜如嘉の小学生のソフトテニスの子が千葉県であったということをして、二、三日前に、これはチャリティーの石けんを見て、初めて見たんですよ、こういったものも。やっぱり村民の子供たちが全国大会に行くというのであれば、やっぱり何か広報があれば、わかれば石けんでも買ってもらえるんです。また議会にも持ってきてもらえれば、こういった話も何も出ないものですからわからなくて、大変失礼なことをしてしまったんじゃないかと、私、言っている割にはやっていないんじゃないかと言われたら困るので、できるだけみんながわかるように周知徹底できるような方向で、広報もしたらどうかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど1人当たり2万円という話が、全国クラスで言ったんですが、これは団体で行った場合は、団体で、例えばバスケの場合は12名ですよ。そういった場合は、1人2万円なのか、チームに2万円なのか。これは全員大宜味のメンバーだったら、全員に2万円あげるのか。チームに2万円あげるのか。その辺も十分予算の範囲内で、御協力できる範囲でお互いで育成していくことを、この人材育成事業の目的だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと会計のほうも、ぜひ見えるような形で、これは一たんこの年度に、助成を受けたら受けたで余ったものに対してはどこかに入れるのか、また返すのか、その辺をきちっとしておけば、後々何の問題も残らないと思いますので、その辺の管理のほうもひとつよろしくお願ひしたいと思います。最後に一言、教育長の。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 児童生徒の頑張りが余り伝わっていないようなんですが、教育委員会としても再度、村民がよく理解できるような形で周知、広報に努めていきたいと思いますが、ただ現状としては教育委員会が発行しております毎月のあじまあとか、あるいはまた各学校で発行しています学校だより等に記載しておりますが、それでもまだ不十分であれば、また学校にお願いして、努めて児童生徒の活躍等については村民に知らせるようということで、学校側にもお願ひしたいと思います。

それから全国大会は1人2万円か、団体に2万円かということなんですが、1人2万円を支出しております。辺土名高校ボート部が行ったときにも、一人一人に2万円を助成しております。

会計についての方法なんですが、やはり会計管理の観点から適切な方法を考えていきたいと思います。加えて申し上げますと、今金利が大分安くなって、非常に運営も厳しくなっている状況でありますので、金が余るかどうか、非常に綱渡りの状況、厳しい条件でありますので、これも含めてまた運営の方法をちゃんと検討して、立派な人材育成ができるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第22号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第23 議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第23号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第24 議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題
とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第24号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第25号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第25 議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議

題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第25号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第26号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第26 議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第26号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと
思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午後12時05分)

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時09分)

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後12時10分)

平成25年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成25年3月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年3月13日 午前9時58分)

散 会 (平成25年3月13日 午前10時06分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第17号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第18号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第19号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第20号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第21号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
6		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議案第17号～議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第4 議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成25年3月12日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第17号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第10号）	原案可決 全会一致
議案第18号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第19号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第20号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第21号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ **予算審査特別委員会委員長（東 武久）** ただいま議題となりました議案第17号から議案第21号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長ほか関係課長等の出席を求め、3月12日午後2時から審査を行いました。

議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって議案第17号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ **議長（金城 勇）** 挙手全員です。

したがって議案第18号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報

告のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第19号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第19号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第20号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第21号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長(金城 勇) 日程第6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いません。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成25年 3月13日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人数
平成25年 3月	現地調査	全議員
4月	県・市町村行政連絡会議	1名(議長)
5月	北部市町村議長会定例議会(宜野座村) 常任委員長・副委員長実務研修会	1名(議長) 4名
7月	北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 (国頭村)	全議員
8月	北部市町村議長会定例総会(伊是名村) 県町村正副議長・正副委員長研修会	1名(議長) 8名
10月	県町村議会議長会定例総会 県町村議会議員、職員研修会(北部地区)	1名(議長) 全議員

開催時期	研 修 名	派遣人数
11月	町村議会議長全国大会（東京都） 北部市町村議長会視察研修（シンガポール） 北部三村議会連絡協議会研修会（大宜味村）	1名（議長） 1名（議長） 全議員
12月	北部市町村議長会定例総会（名護市）	1名（議長）
平成26年2月	県町村議会議長会定期総会 県町村議会議員、職員研修会	1名（議長） 全議員
3月	北部市町村議長会定例総会（北部会館） 現地調査	1名（議長） 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため

◎休会について

○ 議長（金城 勇） お諮りします。委員会審査のため3月16日及び17日の2日間、休会としたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって3月16日及び17日の2日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時06分）

平成25年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成25年3月19日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成25年3月19日 午後1時59分)

閉 会 (平成25年3月19日 午後3時07分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第5号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	報告第1号	専決処分の報告について	報告
2	報告第2号	専決処分の報告について	報告
3	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第4号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	委員長報告 質疑～表決
5	議案第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案第6号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案第7号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案第8号	大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案第9号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案第10号	大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
11	議案第11号	大宜味村工業用水道事業給水条例	委員長報告 質疑～表決
12	議案第12号	大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例	委員長報告 質疑～表決
13	議案第13号	大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例	委員長報告 質疑～表決
14	議案第14号	大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
15	議案第15号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	委員長報告 質疑～表決
16	議案第16号	大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
17	議案第22号	平成25年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
18	議案第23号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
19	議案第24号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案第25号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
21	議案第26号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
22	陳情第1号	消費税率引き上げの中止を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
23	陳情第2号	生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
24	陳情第3号	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	委員長報告 質疑～表決
25	意見案第1号	消費税率引き上げの中止を求める意見書	提案説明 付託省略
26	意見案第2号	「生活保護基準引き下げはしないこと」を国に求める意見書	提案説明 付託省略
27	意見案第3号	年金2.5%削減中止を求める意見書	提案説明 付託省略
28	意見案第4号	T P P 交渉への参加反対に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 1時59分）

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第1 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年3月19日提出

大宜味村長 島袋義久

内容を別紙に添付してございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（金城 勇） これで報告第1号の報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（金城 勇） 日程第2 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。
報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 報告第2号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年3月19日提出

大宜味村長 島袋義久

別紙のほうをお目通しいただければと思います。よろしくお願ひします。

- 議長（金城 勇） これで報告第2号の報告を終わります。
-

- 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 2時00分）

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

◎議案第3号～議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第3 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議につ

いて、日程第4 議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、日程第5 議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第7 議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例、日程第9 議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例及び日程第11 議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例の9件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について	原案可決 全会一致
議案第4号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決 全会一致
議案第5号	大宜味村課設置条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第8号	大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例	原案可決 全会一致
議案第9号	大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第10号	大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第11号	大宜味村工業用水道事業給水条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第3号から議案第11号までの9件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、総務課参事兼総務係長、財務課長、住民福祉課長及び企画観光課長の出席を求め、3月14日午前10時から審査をいたしました。

まず議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について報告いたします。

本案は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月1日から施行されることに伴い、介護保険広域連合規約の関連する字句を改正するもので、平成25年4月1日の施行、また、一部は平成26年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について報告いたします。

本案は、住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、後期高齢者医療広域連合規約の関連する字句を改正するもので、平成26年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を報告いたします。

この条例は、行政改革の推進及び業務の効率的運用に努める必要があることから、第2条において、商工業に関することを、産業振興課から企画観光課に移行する改正で、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を報告いたします。

この条例は、県人事委員会勧告に基づき、みずからの所有に係る住居に対する住居手当を廃止することの改正で、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を報告いたします。

この条例は、印刷単価の高騰により、図面の写しに係る手数料を改正するもので、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例を報告いたします。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、条例を制定する必要があることから提出されているものであります。

この条例は、第1条から第5条までの規定が設けられ、第1条に目的、第2条に組織、第3条に会議などを規定し、この条例の公布の日、または法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとなっております。

次に議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を報告いたします。

この条例は、この条例に規定する、子どもの健やかな成長を支援するため、所得制限の規定の廃止、子どもの年齢による医療費の限定を改正するもので、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例を報告いたします。

本案は、地方公営企業法の規定に基づき、条例を制定する必要があり提出されているものであります。

この条例は、第1条から第9条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第3条に経営の基本、第4条に組織、第5条に特別会計、第6条に重要な資産の取得及び処分などを規定し、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例を報告いたします。

本案は、大宜味村工業用水道事業の給水について料金その他供給条件及び給水の適正を保持するため条例を制定する必要があり提出されているものであります。

この条例は、第1条から第25条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に定義、第3条に給水の対象、第11条に給水施設の維持管理、第18条にメーターの設置等、第22条に料金などを規定し、平成25年4月1日から施行することとなっております。

以上、9件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第3号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第4号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第5号 大宜味村課設置条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第6号 大宜味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第7号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第8号 大宜味村新型インフルエンザ等対策本部条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第9号 大宜味村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第10号 大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第11号 大宜味村工業用水道事業給水条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第12 議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例、日程第13 議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例、日程第14 議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例及び日程第16 議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第12号	大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例	原案可決 全会一致
議案第13号	大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例	原案可決 全会一致
議案第14号	大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第15号	大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	原案可決 全会一致
議案第16号	大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	原案可決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号の経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、建設環境課長及び総務課長の出席を求め、3月13日午前11時開会予定を午前10時30分に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例について報告いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う道路法の一部改正により、道路管理者である地方公共団体は都道府県及び市町村道の構造の技術的基準を定める条例を平成25年3月末までに制定する必要があると提出されているものであります。

この条例は、第1条から第44条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条に道路の区分、第4条に車線等、第24条に舗装、第31条に交通安全施設、第42条に道路標識の寸法などを規定し、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例について報告します。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の一部改正により、事業主体は、公営住宅の整備をするときは、整備基準を条例で定める必要があることから提出されております。

この条例は、第1条から第18条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に定義、第4条に良好な居住環境の確保、第9条に住宅の基準、第10条に住戸の基準、第16条に広場及び緑地などを規定し、

平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う公営住宅法の一部改正により、入居基準・入居収入基準額を平成25年3月末までに条例で定める必要があることから提出されております。

第5条の入居基準、入居収入基準の一部改正を行い、平成25年4月1日から施行することとなっております。

次に議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について報告します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法の一部改正により、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水道技術管理者の資格基準について、地方公共団体が平成25年3月末までに条例で定める必要があることから提出されております。

この条例は、第1条から第4条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に布設工事監督者を配置する工事、第3条に布設工事監督者の資格、第4条に水道技術管理者の資格を規定し、平成25年4月1日からの施行となっております。

次に議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について報告します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準並びに終末処理場の維持管理に関する基準について、地方公共団体が平成25年3月末までに条例で定める必要があることから提出されております。

この条例は、第1条から第8条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条に配水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、第4条に配水施設の構造の基準、第5条に処理施設の構造の基準を定め、第7条に終末処理場の維持管理に関する基準などを規定し、平成25年4月1日から施行することとなっております。

5件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第12号 大宜味村村道の構造の技術的基準等を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第13号 大宜味村村営住宅等の整備に関する基準を定める条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第14号 大宜味村村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第15号 大宜味村簡易水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第16号 大宜味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第26号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第17 議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算、日程第18 議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第19 議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第20 議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算及び日程第21 議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第22号	平成25年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第23号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第24号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第25号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第26号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致

（東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（東 武久） ただいま議題となりました議案第22号から議案第26号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果を一括して報告いたします。

本委員会は、村長ほか副村長、教育長、関係課長等の出席を求め、3月15日、18日及び19日の3日間にわたって審査を行いました。

議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算は、新たな国有資産等所在市町村交付金及び納付金5億725万円、沖縄振興特別推進交付金2億3,439万2,000円などにより、対前年度4億1,878万9,000円増額の16.4%の伸びとなっております。

本案に対する質疑の内容について説明いたします。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金、地方公務員給与の削減による地方交付税の減額はどのくらいか。また、この件について、広報誌等により、周知してもらいたいとの質疑に対し、国有資産等所在市町村交付金及び納付金により3億8,043万8,000円、地方公務員給与の削減により1,818万5,000円の減額、広報誌等で周知するよう検討するとの答弁でした。

次に交付税で見られている学校分について幾らになるかの質疑に対し、およそ小学校分で7,600万円、中学校分で2,368万円とのことでした。

次にシークワサー生産助成金に関連して、村として助成のあり方をどのように考えているか。またシークワサー生産者育成のため、原料全量買い取りが図れるような基金などを設置する考えはないかとの質疑に対し、農家の生産力の意欲を高める必要がある。村として、すぐ、こうということはできないが、強化しながら取り組んでいく。また原料全量買い取りは、お金がないとできない。会員の会費などで基金をつくることはできないか。振興協議会なども使って考えていきたいとの答弁でした。

次に統合が決定している中で、学校教育ICT環境改善整備事業を導入することはどのような目的と効果があるのかとの質疑に対し、教育長より、他市町村でも利用されており、教育効果が上がると見込まれるとの答弁でした。さらに今の複式でも教育効果があるのであれば、複式でもいいのではとの質疑に対し、教育長より、電子黒板ですから複式でも効果があると思いますとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、対前年度525万8,000円増額の0.9%の伸びとなっております。

本案に対する質疑の内容について説明いたします。

疾病予防費の賃金について、平成24年度に予算計上したものの、応募者がなく補正で減額している。平成25年度もそうならないよう、一般財源で補てんしてでも体制を整えていく考えはないかとの質疑に対し、県の基準に合わせているがなかなか雇えない。金額などのこともあると思えるので体制を整えるよう考えていきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、対前年度2,013万4,000円増額の12.3%の伸びとなっております。

本案に対する質疑の内容について説明いたします。

浄水場の現況について、現状の浄水場は外部から薬品などが投げ込まれた場合の対策がなされていない。非常に危険と思うがとの質疑に対し、現状は確かに対策がなされていない。監視カメラなどを整備する必要がある。今後、補助事業などがないかも含めて検討したいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、対前年度31万5,000円増額の2.4%の伸びとなっております。

議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、対前年度7万1,000円減額のマイナス0.2%の伸びとなっております。

議案第25号、議案第26号については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、5会計の予算総額は38億310万4,000円で、対前年度4億4,442万5,000円増額の13.2%の伸びとなっております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第22号 平成25年度大宜味村一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第23号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第24号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第25号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第26号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第1号～陳情第3号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第22 陳情第1号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書、日程第23 陳情第2号 生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書及び日程第24 陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情の3件を一括して議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定

により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	平成25年 2月14日	消費税率引き上げの中止を求める陳情書	採 択		地方自治法第99条の措置
2	平成25年 2月19日	生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書	採 択		地方自治法第99条の措置
3	平成25年 2月26日	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	採 択		地方自治法第99条の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号について、3月14日午前10時から審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により、意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第1号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第2号 生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから陳情第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから陳情第2号 生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書を採決します。
本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。
したがって陳情第2号 生活保護基準引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
これから陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから陳情第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情を採決します。
本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。
したがって陳情第3号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第25 全員発議により提出されました意見案第1号 消費税率引き上げの中止を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

- 1番(大城佐一) 意見案第1号 消費税率引き上げの中止を求める意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 前田 孝 新城一智 平良英勝 東 武久 具志堅朝秀 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 消費税率の引き上げを中止するよう求めるため。

消費税率引き上げの中止を求める意見書

政府は、消費税率を2014年に8%、2015年までに10%に引き上げるといふ、消費増税法を実施する動きである。

沖縄県の試算では、消費税率が10%になると4人世帯で年間平均34万6千円の消費税負担になることが明らかとなっている。本県においては、全国一高い失業率と県民所得が全国で最も低いという、厳しい生活環境の中で、消費税が増税されると県民生活は一層困難に陥ることになる。

国民負担では、消費増税分と社会保障の負担増で年間16兆円もの増税が国民生活を直撃すると言われ、増税法成立後も国民世論は二分し、どの世論調査を見ても、増税に「反対」する回答が「賛成」を上まわっている。

増税が実施されると、震災関連で直接的、間接的被害を受けて苦しむ、多くの国民に打撃を与え、生活は一層厳しくなり、更なる景気悪化をまねくことになる。また、復興に向け必死に努力している被災者にも重税を強いることになる。

消費税率が3%から5%に引き上げられた当時も国民生活と中小企業の経営に大打撃を与え、不況を一層深刻にしたことも教訓にしなければならない。

欧米では富裕層に対する増税の流れが広がっている。一方日本の法人実効税率は、様々な特別措置で実際の税率よりも低く優遇されている。法人税の実効税率5%引き下げをやめれば、10年間で12兆円の財源が確保できることは財務省の試算からも明かである。

社会保障財源は、消費税に頼らず能力に応じて負担するという、「応能負担原則」を徹底した税制改革で賄うよう求めるものである。よって、消費税率の引き上げを中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 消費者担当大臣 衆議院議長 参議院議長

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから意見案第1号 消費税率引き上げの中止を求める意見書を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。
したがって意見案第1号 消費税率引き上げの中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第26 全員発議により提出されました意見案第2号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(8番 具志堅朝秀議員 登壇)

- 8番(具志堅朝秀) 意見案第2号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 前田 孝 新城一智 平良英勝 大城佐一 東 武久 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障するよう求めるため。

「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書

国は、高齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。その結果、「食事を1日2回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」など、人間らしいくらしができなくなっています。

国は、現在、生活保護基準引き下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めています。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障すべきです。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、以下の意見を提出します。

生活保護基準の引き下げはしないこと。

平成25年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 総務大臣

以上、よろしくお願います。

- 議長(金城 勇) これにて提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第2号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第27 全員発議により提出されました意見案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 意見案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 新城一智 平良英勝 大城佐一 東 武久 具志堅朝秀 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 高齢者の生活と地域経済を守るため。

年金2.5%削減中止を求める意見書

国会は、昨年2.5%削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢者住民に直接給付される収入であり、特に大都市部をはなれた沖縄県の当地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることは明かであります。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限らない年金削減の流れに道

を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記

要請事項

「年金2.5%削減」を中止すること。

平成25年3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第28 全員発議により提出されました意見案第4号 TPP交渉への参加反対に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

（3番 平良英勝議員 登壇）

○ 3番（平良英勝） 意見案第4号 TPP交渉への参加反対に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年 3月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 前田 孝 新城一智 大城佐一 東 武久 具志堅朝秀 宮城辰徳 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 T P P 交渉参加表明を直ちに撤回するよう国に求めるため。

T P P 交渉への参加反対に関する意見書

T P P 交渉（環太平洋連携協定）について、安倍総理は、去る 2 月22日の日米首脳会談を終えて、「『聖域なき関税撤廃』が前提ではないとの認識に立った」とし、3月15日にT P P 交渉参加表明をした。

しかしながら、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証はなく、このままでは、我々は国の将来や農業の存亡に関する不安を拭い切れず、政府の拙速な交渉参加を断じて容認することはできない。

T P P は、例外なき関税撤廃を前提としているだけでなく、国民のいのちと健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についても改悪を余儀なくされ、さらに、外国企業が国を訴える I S D（投資家対国家間の紛争解決）条項が導入される危険性から、国家主権にも関わる重要な問題である。

とりわけ、国境離島を抱える本県においては、農業に限らず定住社会の維持そのものに深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

よって本議会は、本県の魅力ある農業・農村・地域社会を守り、多くの県民が安心して暮らせる豊かな社会づくりの実現のため、国民の暮らし及び地域の実情を無視した拙速なT P P 交渉への参加は絶対に行うことなく、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

1. 拙速なT P P 交渉参加表明を直ちに撤回すること

先の日米首脳会談では、全ての品目が交渉対象とされること、包括的で高い水準の協定を達成していくこと、日米ともに慎重な対応を求める重要品目の存在を認識しつつも最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることが確認されたに過ぎない。

このような状況において、安倍総理がT P P 交渉への参加表明を行ったことは国民の信頼を裏切る行為であり、あまりにも拙速である。

2. 自民党が政権公約で示したT P P に関する6項目の判断基準を堅持すること

安倍総理が、「聖域なき関税撤廃が前提でない」と認識するのであれば、我が国の農産品が関税撤廃の対象から除外される保証を確保するとともに、食の安全安心の基準や国民皆保険制度を守り、I S D 条項は認めないことなど、衆議院選挙の政権公約で示したT P P に関する6項目の判断基準を堅持すること。

3. 徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること

T P P の内容について、恣意的なマスコミ報道等によって農業の関税問題に矮小化されているが、本質は我が国経済及び国民生活全般にかかわる問題であり、政府が米国等と行なっている事前協議の内容を含め、徹底した情報開示と広範な国民的議論を実施すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成25年 3月19日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 TPP交渉への参加反対に関する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第4号 TPP交渉への参加反対に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第2回大宜味村議会定例会を閉会します。
お疲れさまでした。

(午後 3時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員